# 令和5年度

公共用水域及び地下水の水質の測定 に関する計画

鹿児島県

目、次		
I 令和5年度公共用水域水質測定計画		
1 目的		1
2 測定機関		
3 測定計画の内容		
(1) 対象水域		
アー河川		
イー湖沼		
ウー海域		
(2) 測定項目		2
アー河川		
イー湖沼		
ウ 海域		3
(3) 測定回数		
(4) 測定地点及び延項目数		4
アー測定地点		
イの延項目数		
(5) 測定期間		5
(6) 測定方法		
(7) 測定結果の報告等		
(8) その他		
令和5年度測定計画		
河川		
湖沼		
海域		
採水・分析項目数集計表		
鹿児島県内の調査地点地図		
人の健康の保護に関する環境基準		
生活環境の保全に関する環境基準	- 4	
県内公共用水域に係る環境基準の類型指定状況	- 4	6
Ⅱ 令和5年度地下水の水質測定計画		
1 目的	- 5	4
2 測定機関		
3 測定計画内容		
(1) 調査対象市町村名		
(2) 調査の種類 (2) Allica (5) Allica		
(3) 測定項目	_	_
(4) 測定回数	5	Э
(5) 測定地点及び延項目数 (C) 測定機関		
(6) 測定機関 (7) 測定技法		
(7) 測定方法 (8) 緊急時報点		
(8) 緊急時対応 令和 5 年度測定計画		c
〒和5年度測定計画 地下水の人の健康の保護に関する環境基準		
地下小の人の健康の体護に関する現児基準	Э	9

### I 令和5年度公共用水域水質測定計画

#### 1 目 的

この水質測定計画は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第16条の規定に基づき、国及び地方公共団体が行う公共用水域の水質汚濁の状況の監視測定を総合的に行うために作成するものである。

#### 2 測定機関

鹿児島県

国土交通省九州地方整備局

(川内川河川事務所、大隅河川国道事務所、 鶴田ダム管理所)

鹿児島市

鹿屋市

- 3 測定計画の内容
  - (1) 対象水域

ア河川

深之津川,高尾野川,折口川,高松川,川内川,羽月川,五反田川,八房川,大里川,神之川,万之瀬川,加世田川,花渡川,加治佐川,和田川,木之下川,永田川(鹿児島市),脇田川,新川(鹿児島市),甲突川,稲荷川,思川,別府川,網掛川,天降川,中津川,檢校川,本城川,高須川,神ノ川,雄川,肝属川,申良川,下谷川,始良川,高山川,大姶良川,田原川,菱田川,安楽川,前川,大淀川,横市川,溝之口川,新川(奄美市),屋仁川,浦上川,有屋川「野田川,江口川,甲女川,宮之浦川,永田川(屋久島町),安房川,栗生川,大瀬川,亀徳川 [計 48 河川]

#### イ 湖 沼

池田湖, 鰻池, 高隈ダム貯水池, 鶴田ダム貯水池, 大川ダム貯水池 [神嶺ダム貯水池] [計 5 湖沼]

#### ウ海域

八代海南部海域, 薩摩半島西部海域, 薩摩半島南部海域, 鹿児島湾, 大隅半島東部海域, 西之表港海域, 名瀬港海域, 庵美大島本島海域

〔計 8 海域〕

- 注1) 部分の水域は類型指定済
- 注2) [ ] 内の水域は、ローリング調査の対象であるため、今年度調査を実施しない水域

#### (2) 測定項目

ア河川

(7) 生活環境項目(8項目)pH、DO、BOD、SS、大腸菌数、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS

#### (イ) 健康項目(26項目)

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

#### (ウ) 要監視項目(29項目)

クロロホルム、トランス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、4-t-オクチルフェノール、アニリン、PFOS及びPFOA

#### (エ) その他の項目(20項目)

COD、n-へキサン抽出物質、全窒素、全燐、塩化物イオン、電気伝導度、アンモニア態窒素、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、燐酸態燐、有機態窒素、クロロフィルa、TOC (全有機炭素量)、濁度、糞便性大腸菌群数、トリハロメタン生成能、2-MIB、ジオスミン、総窒素、シリカ

#### イ 湖沼

#### (7) 生活環境項目(10項目)

pH、DO、COD、SS、大腸菌数、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェ ノール、LAS

#### (イ) 健康項目(27項目)

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、アルキル水銀

#### (ウ) その他の項目(14項目)

BOD、アンモニア態窒素、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、燐酸態燐、クロロフィル(a、b、c、T-)、TOC、濁度、糞便性大腸菌群数,トリハロメタン生成能、フェオフィチン

#### ウ海域

#### (7) 生活環境項目(10項目)

pH、DO、COD、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全燐、全亜 鉛、ノニルフェノール、LAS

#### (イ) 健康項目(23項目)

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、ジクロロロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサン

#### (ウ) その他の項目(10項目)

SS、塩化物イオン、アンモニア態窒素、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、 燐酸態燐、クロロフィル (a、b、c、T-)

#### (3) 測定回数

測定は、測定地点ごとの利水状況や過去の検出状況に応じた回数を実施。

ア 生活環境項目

原則として、年1回から12回の測定を実施する。

#### イ 健康項目

原則として、年1回から12回の測定を実施する。

#### ウ要監視項目

原則として, 年1回の測定を実施する。

#### エ その他の項目

原則として、年1回から12回の測定を実施する。

#### (4) 測定地点及び延項目数

#### ア 測定地点

測定機関	測定地点数	環境基準点	監視点	調査点
鹿児島県	134 (133)	104 (104)	21 (20)	9 ( 9)
国土交通省	17 (17)	8 (8)	5 ( 5)	4 ( 4)
鹿児島市	1 5 ( 1 5)	9 ( 9)	6 ( 6)	0 ( 0)
鹿屋市	1 2 ( 1 2)	0 ( 0)	0 ( 0)	12 (12)
合 計	178 (177)	121 (121)	3 2 ( 3 1)	25 (25)

#### ( )書きは令和4年度

環境基準点:類型指定された水域を代表する地点として,環境基準達成状況の評価 を行う地点。

監 視 点:環境基準点を補完するために調査を行う地点。

調 査 点:地域の水質概況や汚濁源の影響把握などのために、一定期間設ける地点。

## イ 延項目数 ( )書きは令和4年度延項目数

						項	目 数	
測	定	機	関	延項目数	生活環境項目	健康項目	要監視項目	その他の項目
鹿	児	島	県	7, 211	4, 314	415	0	2, 482
胜	プロ	山	丌	(7,507)	(4, 305)	(720)	(0)	(2,482)
国	土る	き 通	省	2, 381	1,090	135	16	1, 140
九小	州地力		睛局	(2,381)	(1,090)	(135)	(16)	(1, 140)
#	ΙĦ	白	市	2, 917	990	738	543	646
鹿	児	島	111	(2,977)	(1,008)	(738)	(573)	(658)
鹿	Ē	<u> </u>	市	1,440	720	144	0	576
胜	归	E.	111	(1,440)	(720)	(144)	(0)	(576)
合		•	計	13, 949	7, 114	1, 432	559	4,844
			μl	(14, 305)	(7, 123)	(1,737)	(589)	(4,856)

#### (5) 測定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

#### (6) 測定方法

水質汚濁に係る環境基準(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)に定められている項目にあっては、これに掲げられている測定方法により、その他の項目にあっては、昭和49年9月30日環境庁告示第64号に掲げる方法、日本産業規格「工場排水試験方法」(JIS K0102)に掲げる方法等による。

#### (7) 測定結果の報告等

この計画に基づく測定機関は、水質汚濁防止法第16条第4項の規定に基づき、次のとおり、鹿児島県知事に報告を行う。

ア 報告等:四半期分ごとに報告

第1四半期(4月~6月分)・・・令和5年8月頃

第2四半期(7月~9月分)・・・令和5年11月頃

第3四半期(10月~12月分)・・・令和6年2月頃

第4四半期(1月~3月分)・・・令和6年4月下旬頃

イ ただし、健康項目について、環境基準値を超える数値を検出した場合は、速や かに鹿児島県知事に連絡するものとする。

#### (8) その他

この計画に定めのない事項については、その都度、鹿児島県知事と各測定機関が協議の上、定めるものとする。

7年3年後側左計画	I				久 7番	II isi	-9#			ľ	计	李 節		П		ĺ	_						4577		H		1100								_		-			
					L	ı	×	ŀ	ŀ		H H		至	ш	ļ	ŀ	ļ	ŀ	ļ	ŀ	ļ	-	世	ŀ	<b>B</b>	-	<b>F</b>		п		-		-			水 - 関	完 -	祖	I	
	茶	森森		왩																																		1		
	<u>*</u>	¥		*1	任健	事	ψ	р	D B	O m	s K	и <i>-</i>	<₩	₩		L 顾		<b>⟨</b> H		策	Γ.					П			٠.	Ÿ		4		# #			:		Д-	
	-			基面	坦	100	6					- 〈			1]				117		7								n —								1		- 3)	
	田				垂	ii ii					盤								Ę.		ł	П				-			- \$\frac{1}{2}	Þ			켚				I		4	
	測定地点名	Υ *			账	類			0	0		<b>\$</b>	₹(9)	H		V		湿	4	¥	+					<u></u>						7	₹(P	5			П		П	
	8			<b>E</b>	衛		6				趣					D					ź		~			- 4				3)			**				Н н		ľγ	
	\	\	<b>存数</b>	м.	严	断	画					田县			\ _		Þ		П		¥	. *				11 11	р р Н 7	₩.	١ ٦		4		密及		# ‡	_	Υ 7 У 7	٠,	7.5	
	中			教			Ш	Ξ	0	0	S 经		報	総		S		.\		器		m	裕			Н			4 1 °(	.\		.\		裕					۷. ۲	
	(○は基準点)																							7 7	7 7	8 7	* 7											( )		
_									_															-																
0	六月田橋 4		4	21 2	20 1			4	4 4		4 4		/	L																			1							
0	米元津	7	4	56 2	23 1		32	4	4 4		4 4	$\sum_{i}$	7	-	П	1																	1							
0	広瀬 橋 1		1	3	3							$\sum$	$\setminus$	-	1	1																								
回三編	田水大橋 4	7	4	52 2	23 1		28	4	4 4		4 4	$\sum$	7	_	П	1																	1							
0	桜 橋 4	7	4	28 2	23 5	15		4	4 4	$\overline{\ }$	4 4	$\overline{Z}$		$\sqrt{}$	1	1				4													1							
(H	四 番					_							7	$ \overline{} $											_															
<u>○</u>	田 島 橋 4		4	24 2	23 1			4	4	/	4	$\overline{Z}$	7	_	_	1																	1							
0	浜田	7	4	24 2	23 1			4	4 4	$\overline{\ }$	4 4	$\overline{Z}$	7	$\sqrt{}$	1	1																	1							
Щ	栗 野 4	7	4	28 1	16		12	4	4 4	$\overline{\ }$	4	$\overline{Z}$	7																											
0		7	12	168	54 34	4	80	12 1	12 12	-C-1	12 4	$\overline{Z}$	7	~			_	2 1	2	1 2		1	1	_	1	1	1	П	1	П.		1 1	4	2 2	-					
		7	4	28 1	16		12	4	4 4	$\overline{Z}$	4	$\angle$	7	$\overline{}$																										
			4	84 1	16 1	15	52	4	4 4		4		7												_										1					
0	中 郷 12	7	12	106 5	56 1	1	48	12	12 12	2	12 4	$\overline{Z}$	7	7	1	1																			1					
0	÷	7	12	122 5	54 8	~	60	12	12 12	2	12 4		7	7			1	2 1	2	1					_										1					
<u>=</u>		7	4		16	_	12	4	4 4	7	4		7												_															
0		7	4		23 1			4	4 4		4 4		7	_	1										_								1							
0	上水道取水口 4		4	24 2	23 1			4	4 4		4 4			-	1	1									_								1							
0	上 橋   4		4	24 2	23 1			4	4 4	/	4	$\overline{Z}$	7	_	-	1																	1							
$\subseteq$	恵比須橋 4	7	4	24 2	23 1			4	4 4	$\overline{\ }$	4 4	$\overline{Z}$	7	$\sqrt{}$	1	1																	1							
Ξ	口	_										7	7	_																										
0	大 演 橋 4		4	24 2	23 1			4	4	/	4 4	$\overline{Z}$	7	_	_	1																	1							
0	万之瀬 橋 4	7	4	21 2	20 1			4	4 4		4 4	$\sum$	7	L																			1							
0	花川橋 4	7	4	25 2	20 1		4	4	4 4		4 4	$\sum$	7																				1							
	- 橋 4	7	4	20 2	20			4	4 4		4 4	Z	7	_																										
0	西 添 橋 4	7	4	21 2	20 1			4	4 4		4 4	Z	7																				1							
(加世田川)	Η	7	4	21 2	20 1	<u> </u>		4	4 4	$\sum$	4 4	$\sum$	Z	$\vdash$		$\vdash$		H		<b> </b>		<del> </del>			<u> </u>		H		H				1				H			
$\odot$	花 渡 橋 4	7	4	25 2	20 1		4	4	4 4	$\overline{\ }$	4 4	$\overline{Z}$	7	$\vdash$																			1							
0		7	4		20 1		4	4	4 4	$\overline{Z}$	4 4	$\overline{Z}$	7	$\overline{}$																			1							
Ξ	境 橋 4	7	4	20 2	20	_		4	4 4	$\setminus$	4 4	$\overline{A}$	7	$\forall$						-		_			_															

4 21 4 4 1 2 1 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	4       5       6       6       7       8       8       9       9       9       9       10	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		1		

			_																											_
	アージクロロベンゼ	7	2			2		2	2	2		2	2	2		2	2													L
画	1 / 1 1 1 / 1 1 1 / 1		2			2		2	2	2		2	2	2		2	2										Ш			L
第一	ジクロロエチレトランスー1・2		2			2		2	2	2		2	2	2		2	2													L
媚	ホルムアルデヒ	3/																												
	Л Н ✓ —	ź																												
朓	√ □ □ ☆ → → → → → → → → → → → → → → → → →	4	2			2		2	2	2		2	2	2		2	2										П			
_	オージオキ <b>ナ</b>		2			2		2	2	2		2	2	2		2	2										П			Г
ŀ		**	4			4		4		4		4	4	4		4	4			+							Н			
ŀ			₩										2			2			-								$\vdash$	$\rightarrow$	$\dashv$	-
Ļ	耐酸性窒素及 ふ っ	<b>※</b>	12			12		12		12				1			12										$\vdash$		_	-
L	亜硝酸性窒	<b>※</b>	12			12		12		12			2	12		2	12		-	-	1	1	1	1	1	1	1	12	12	_
	۷ 4	7	4			4		4		4		4	4	4		4	4													
	4	7	2			2		2	2	2		2	2	2		2	2													
Ī	チオベンカル	7	2			2		2		2		2	2	2		2	2													
f	S 4 C	7	2			2		2		2		2	2	2		2	2													Г
ŀ		4	2			2		2		2		2	2	2		2	2	+	+	+	╁						H		$\overline{}$	Н
			2			2			2	- 21		01	2	2		2	2			+							H		-	-
ļ	w- <i>%</i> ✓ □ □ <i>V</i> □								_																		$\vdash$		_	L
Ĺ	テトラクロロエチフ	7	2			2		2	2	2		2	2	2		2	2										Ш			
<i>r</i>	$ \tau \Rightarrow  $	7	2			2		2	2	2		2	2	2		2	2											ı	i	
图.	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	H 🕸 7	2			2		2	2	2		2	2	2		2	2										ıĪ		J	
Ţ	- · · · · - · · · · · · · · · · · · · ·	H & Y	2			2		2	2	2		2	2	2		2	2	T	1								П		T	
<u> </u>	УК · ∽ - <i>?</i>	# 7 7	2			2		2	2	2	7	2	2	2	H	2	2	7	$\dagger$	$\dagger$	t						П	$\exists$	$\exists$	Г
- 进	-·>> = = H #		-			2		2	2		_		2		H		2	1	+	+	$\vdash$	$\vdash$							$\dashv$	
ŀ			1	<u> </u>	_	2				2	-		2		H		2	$\dashv$	+	+	$\vdash$		_	_	_	_	$\vdash$	-	$\dashv$	
ŀ	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		H	<u> </u>							_				H			4	+	+	-	1					H		$\dashv$	-
世		帐	2			2		2		2	_		2		Щ	2	2	_	$\perp$	$\perp$	1						$\vdash \downarrow$	_	ᅴ	L
L	** * * * * * * *	7	2	L		2		2	2	2		2	2	2		2	2				L						Ш			
	С	ш	2			2		2		2		2	2	2		2	2											i	ı	
Ī	アルキル水	鍛																												
Ī	總 长	嶽	4			4		4		4		4	4	4		4	4												T	
ŀ	- 岩	**	4			4		4		4		4	4	4		4	4						9							Т
ŀ		4	4			4		4		4		4	4	4		4	4				-						H			H
ŀ		7																		+							H		-	H
Ļ	<b>€</b>		4			4		4		4			4	4		4	4										$\vdash$		_	<u> </u>
L	4H "> F	7	2			2		2		2		2	2	2		2	2										Ш			
	R ½ W D	4	4			4		4		4		4	4	4		4	4													
	底 層 口	0																												
Ī	A L	S	4			4		4		4		4	4	4		4	4										П			
Ī	✓ II ≠ D H ✓ —	Ź	2			2		2		2		2	2	2		2	2													
ŀ	44 用	缊	4			4		4		4		4	4	4		4	4				-						H		-	Т
ш -			H	$\leftarrow$	$\vdash$	Ċ	$\overline{}$	$\dot{}$	$\vdash$	Ċ	$\vdash$	Ċ	Ċ	Ċ	$\vdash$	Ċ	$\overline{}$	$\overline{}$	+	+	$\leftarrow$		$\vdash$	$\vdash$	$\overline{}$	$\vdash$	$\vdash$	$\leftarrow$	$\prec$	$\vdash$
er -	41	缕	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\leftarrow$	$\angle$	$\leftarrow$	$\leftarrow$	$\leftarrow$	$\vdash$	$\leftarrow$	$\leftarrow$	$\vdash$	$\leftarrow$	$\vdash$	$\leftarrow$	<del>\</del>	1	$\leftarrow$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\mapsto$	$\leftarrow$	$\leftarrow$	H
三 三		帐	igstyle igstyle	igstyle igytyle igstyle igytyle igstyle igytyle	igstyle igytyle igstyle igytyle	igtriangle	$\angle$	$\angle$	$\angle$	$\angle$	$\angle$	$\angle$	$\angle$	$\angle$	$\square$	$\angle$	$\angle$	$\swarrow$	7	1	$\overline{/}$	igstyle igytyle igstyle igytyle	igstyle igytyle igstyle igytyle	igtriangle	igtriangle	igstyle igytyle igstyle igytyle	$oldsymbol{oldsymbol{eta}}$	$\angle$	$\not \perp$	Ľ
郷	ロー ヘキサン抽出物	餌	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$	abla	$\geq$	$\setminus$	$\overline{\ \ }$	$\setminus$	$\geq$	abla	abla	$\triangle$	$\overline{\ \ }$	$\setminus$		7	1		$\setminus$	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$	$\triangle$	igwedge	$\Delta$	ho
坦	大 賜 菌	羧	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	ď	9	9	9	9	9	9	9	9	12	12	g
#	Ø	S	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	ď	9	9	9	9	9	9	9	9	12	12	9
×1	υ ο	Д	abla	$\overline{\ }$	$\setminus$	$\setminus$		$\overline{}$		abla					N	abla		abla		$\setminus$	$\setminus$		$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$	abla	abla	abla	$\leq$
ŀ	м о	Д	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	Ħ	12	12	12	0	9 9	9	9	9	9	9	9	9	12	12	у
ŀ		0	12 1	12 1	12 1	12 1	12 1	12 1	12 1	12 1		12 1	12 1	12 1	H	12 1		12 1	9	+	+	9	9	9	9	9			-	٤
ŀ			12 1	12 1	12 1	12 1	12 1	12 1	12 1	12 1		12 1	12 1	12 1	H	12 1		12 1	+	+	+	₩								
+	Δ.	H							-		-	_		_	H			-+	9	+	+	9	9	9		9				9
敎	その他の面	ш	89	24	24	74	30	89	24	68		28	26	89	Ш	26		26	0,00	12	12	12		12	12		12	48	48	1.9
ш	要 監 視 項	ш	09	L	L	09		9	12	9		22	22	09		57	09		$\perp$	$\perp$		L	L	L	L	L				L
严	健 康 項	ш	98			98		86	24	86		99	99	98		66	98		-	-	П	1	7	1	1	1	1	12	12	-
<b>4</b>		m	. 02	09	09	. 02	09	70	-		09	02	0.2	. 02	H	70		09	Ç.	30	30	30	30	30	30	30	30			30
	生活課號項			9	9				_		_				H	_		9	-	+	+-		33			33				
	総 項 目	羧	284	84	84	290	90	284	120	284	84	221	219	284		219	284	98	45	43	43	43	37	43	43	31	43	120	120	43
	延採水回数 (	)	12	12	12	12	12	12	_	12	_	12	12	12	H	12		12	U	9	9	9	9	9	9	9			$\vdash$	y
			1						_		_				H	_		-	_	+	-						Ĥ		-	Ė
	R	III.	F								_					_		_	,	· -	_		_						1	_
		111	21	~	67	21	23	2	2	2	2	23	21	23		2	2	2	7,	+	<u> </u>	_	_	_		_	_	C1	~	Ė
	探 水 月 数 /	卅	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	H	12	12	12	ď	9 9	9	9	9	9	9	9	9	12	12	٧
		_		,,,,,,,						嫗		,,,,,,					a=-									縜				
	4	制	榛	麵	緁	権	龗	幡	緁	二鶴ヶ崎橋		る種	龗	緁	龗	]椿	頁 橋	-14	権権	種	梔	緁	緁	緁	緁	内之野橋下流	緁	麓	糖	有
	1 <u>0</u> 6	#H1	眉	眼寺	巛	永 田	1	田	澎	鶴ケ	₩	頭大	쿋	半	田	УΠ	葛 原		かされ	票	-	Ξ	扈	校	惹	野桶	鮾	园	一新里橋	= ′
	岩岩	44		===				単	型	第二		河頭	平		計	水車入口橋	1-4		あべる事業十十半半番	证明		犛	*	筷		カゼ		W	1	押
	灣定地点名	(〇は基準点)	率	縚		2000		1000		141	1.5			-	-			<-11	-018		1	RIC	1.7	+			1.34		141	
	運产品	(O143	一瀬 〇	緞	1	極		0		0			0	0		0	$\circ$		(		0					0	0			
		(012£	0	類		0		0		O =		0				O =	0			1		0	0	0	0	0	O =			
	城河市市	(O)	0	緞		0		0		0		0				Ξ	0		Ξ	=	Ξ	0	0	0	0	0	Ξ			
		(O12	0	鞭	(木之下)川)	0		0				0					0			世	Ξ	0	0	0	城三〇	0				〇 三 ~ 異

	噩	椥		E	8E.9LB/H	и	и	11	"	11	11	11	11	"	11	ll .	11	"	=	=		=	=	"	11	11	ш	"	11	発展市	=	些
-	Ь	ഥ	0	S																												_
-	2			R															_	+												_
F	4	\$94 		帐								7	7			7	7		$\dashv$	+	+											_
F		1 # N						H											1	1	$\dagger$											_
F	:5	<b>∤</b>	111	7																												_
	23	- ≥	н	В																												
	トリ	ハロメロ	ァン生成	怨										2						2												
	叢 便	性大	勝菌群	教																												
	鼆			度																												_
-		В		S	_																											_
ш –		0			12	12	12	12	12	12	12	15	12	15	12	12		12	12	15	9	9	9	9		9	9		9			9
严		€ □																		_												_
Η.																				+												_
6		1 11 1						9	9											$\dashv$												_
租																				+												_
6		載 標		**																1										12	12	_
F		電 骸						П											$\dashv$	1	$\dagger$											_
ψ-		散 想																	$\dashv$	t	$\dagger$											_
T	F 7	# 11 1	ア 態 窒	帐															$\dashv$	1	1									12	12	_
	鮰	底 府	掛	度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12												
	祖 :	力 祾	<b>∀</b> ‡	7	12			12		12		12		2	2	12		2	12													
L	∜			蒌	12			12		12	_	12				12			12													
F	∜	柳		帐	12			12		12		12				12			12	4												_
_		くれずい			4			4	$\overline{}$	4	$\overline{}$	4	$\overline{}$	_		4			4	$\downarrow$		$\downarrow$								12	12	_
-	s s			S	4		$\vdash$	4	$\overline{}$	4	$\rightarrow$	4	$\rightarrow$	$\overline{}$	$\overline{}$	4	$\rightarrow$	_	4	$\downarrow$	,	/ /	9	9	$\vdash$	9	9	$\overline{}$	~	12	2	9
_	С	0		р	7	$\vdash$	$\vdash$	7	$\overline{}$	7	$\overline{}$	7	$\overline{}$	$\overline{}$		7		$\overline{}$	7	+	1	1	<u></u>	<u></u>	$\vdash$						$\overline{}$	7
-		O S 数 ;				$\vdash$	$\vdash$	1	_		$\rightarrow$	_	$\rightarrow$	_	_	_	$\rightarrow$	$\overline{}$	_	+	+	+	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$	_	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	
-	87 •	4 - 3	7 1																	+												_
-		1]		7	1			1		П		1				1			-	1												_
-		H ~			1			1		1		П		1	1	1		1														
		1		.)	4			4		4		4		4	4	4		4	4													_
	4	b 7	Ħ	7	4			4		4		4		4	4	4		4	4													
	n, H	√ □ □	カドリ	7	1			1		1		1				1			1													
		カ リ ź																														
	K	ソ		7	4			4		4									_													
	屮	> \( \nabla \)	ĵΚ	7	4			4		4		4		4	4	4		4	4	_												_
画	11	. A	7	家 -	4			4		4		4		4	4	4		4	4	4												_
_	27 H		〈 + ツ	・ア酸	_															_												_
绳	4	2)	7	7	2 2			2 2		2 2	2 2	2 2		2 2	2 2	2 2		2 2	2	+												_
-		□ 11 ~	н	7	2			2		2	- 4	2		2	2	2		2	2	+												_
媚	7 h		λ #	K	2			2		2		2		2	2	2	-	2	2	+	+											_
卜	₽ н		₽ ₹	7	2			2		2		2		2	2	2		2	2	$\dashv$	+											_
INU		<i>V</i> П	₹	К	2			2		2		2		2	2	2		2	2	$\dagger$	$\dagger$											_
f	田	Д		z	2			2		2		2		2	2	2		2	2	_†												_
Ī	7	ת ם	₩ ′′′	3/-	2			2		2		2		2	2	2		2	2	1												_
	√ L	1 11 12	п II	ź	2			2		2		2		2	2	2		2	2	I												_
	₩	+ ">	λ	巖	2			2		2		2		2	2	2		2	2													_
	7 >			7	2			2		2		2	_	2	2	2	_	2	2	1	_											
ŀ	V H		υ + +	7	2			2		2		2		2	2	2		2	23	1	+											_
ŀ			" ~	7	2			2		2		2 2		2	2	2	_	2 2	23	4	+	-										_
	7 >	\ + +	* *	7	2			2		2		2		2	2	2		7.7	2	+	+	-										_
		衽		哥	经际	極	裲	僑	橋	年	姫	夺橋	<b>1667</b>	翻	WF.	始	467	细	梅	16E	循幅	2 465	蓹	始三	user Table	细	4617	泥	姫	467	细	华
		測定地点名		(〇は基準点)	見 橋	带	条	永田)	上		渡 橋	1	奉	頭大	崎 橋		田橋	〇 水車入口橋	HIT'S		加蕉	端橋		川橋	飼橋	校橋		〇 内之野橋下流		留橋	一新里橋	, III ,
		運		Ť.O	剃馬	終問		新永			鬼	第二筆	$\times$	河頭	出品		出	大車)	黑人		あまべき	nlt v		兼				勺之里		匯	第一業	/ 中7
				_	雅〇	1917	Ľ	*	fmtt	¥ ()	Ę.			∯ ()	¥ ()	0	M.	0,		ent in	# #	0	Ш ()	*	* 0	<ul><li>公</li><li>本</li></ul>	<del>  </del> 0	0	₫ ()	<u>r-ind.</u>	40,	47 (
		承			Щ		(木之下)  )	Ξ		Щ		Ξ		Щ				Ξ			Ξ			Ξ	(三 兼	Ξ	Ξ		Щ			Ш
		+4,			l		<u>⊬</u>	田		田				巛				框					華	姓		校						. ~
					$\boxplus$		13	水田		Ш	- 1		į.	W			ı	7			- 1	1	+	F04.	#	457	猝		須		- 1	

	_			Ш	_																I						il X		I K
	3	4	÷	п 	+	F	H ====================================	图 —	Ξ –	F	Ť	L	F	-	L	-	Н	H	H	ŀ		F	F	_	L			-	ŗ
<b>张</b>	迷 .	能	中	瞅	Д	D B C	S		(H)	<u></u> ✓	J 兩	女	4<	兵	7	:>						Ÿ	₩ '\		~ #	-		3)	
¥ :	水 木 回	運		掘				- <					角			₹	∾—				ო —			霍		• 4		₹ I	
月 逆定老点名 木	□ ;		避		,E1	C			40	H	座 <	. "	¥ 4	÷	+	<u>п</u> г	2 6				90	۲ ح			, c	- %		1 11	
<i>ĭ</i>	数 / 核 体	ш	衛 同原		O 1-			         		н ^	Q t	, <sub>1</sub>			. ← ÷	· × ·	ם ם		U	1 H + 12 H +		2)	¥ ,	, 性。 素。		1 1 1 1	\ _	イドー1	ппр
年	ш	教	<u> </u>	ш	Ξ	0 D D	S		森	8 - 4	0	7	4	米	第	8 7	ΗЖ					γ	ź ン ソ		**	\$ <i>\\</i>		7 7	
0	_	$\rightarrow$				_	_	+	$\downarrow$				Ī				-+	$\dashv$	$\rightarrow$	_	,	1			1	1	1		7
□ 編 12 回 H 橋 12	1 12	116	66 31		12	21 21 21 21 21 21	12 1	12 17	$\downarrow$	1	_	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	6				
	+	+	+		4	_		1	\ \	1			1	4	4	1		1	4	4			1	1	1				
	_	_	58 4		12	_	_	4	1	1	-						-	ļ	Ī	+	l	ļ		4					
	_	_	+		9			, 9	<u> </u>	+	4													4 9					
	+-	-	+-		12	+-	_	12		1												1		12					
	+	_	60 12		12		_	12		L														12					
	1 12	-	_		12		_	12																12					
	1 12	-	-		12	12 12	12 1	12																12					
馬 込 橋 12	1 12	120	60 12		48 12 1	12 12	12 1	12																12					
5 号排水路 12	1 12	120	60 12		48 12 1	12 12	7 12 1	7	7															12					
看 12	1 12	-	58 29		44 12 1	12 12	12 4	4		4 1	1	1 1	2 1	2 1		1 1	1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 4	2				
	1 12	120	60 12		12	12 12		12																12					
橋 12	1 12	_	09	4	12	12 12		12	A																				
小屋敷橋 12	1 12		60 12		12	12 12	7 12 1	12																12					
香 4	1 4	_	16	1	4	4 4	4																						
	_	_	_		4			7	$\langle \cdot \rangle$				1				1	1	7	_		1		,					
v=	-	_	-		12	_		12	7	1	1		$\frac{1}{1}$	<u> </u>			$\downarrow$	1	7	1	1	1		12					
_	+	_	60 12		_	_	_	12	$\downarrow$	1			Ţ			1						#		12					
○代日ル45 5000m上が117 ○ 幣 田 桶 119	1 12	10	00 1		1 21 1	12 12	1 2 1	21 01	1																				
	_	_	_		9			1 9	\ \															4					
	-	-	30	2	9	_	_	9		L																			
			30	2.	_		_	9																					
春 4	1 4	21	20 1		4	4	4 4	4	/															П					
香	1 4	21	$\vdash$		4	4 4	4 4	4	X															1					
○新割田橋 4	1 4	45			4	4 4	4 4	4				1 1	1 1	1 1		1 1	1	1 1	1 1		1	1 1	1 1	1 1		1 1			
	-+	-	-		_	_	_	4	1			1		_		1			1		-	1			_				
4	1 4	45	20 25		4	4 4	4	4	1	1	+	1	1 1	1		1	1	1	1 1	1	-	1	1 1	1	_	1			
衛和	_		+	1		+	_	1	1		1		Ţ				1	1	1	1		1							
軭							+	1	1				Ī																
り浦楠	_		+			+	_	1	1				+						7	_		#							
# 1			1			+	+	1	1			1	Ī			1		1	1	1		1							
年 9			+	1		+	+	1	1		1		Ţ						1			1							
	4	+	4	‡	-	-	_	7	Ż,	#	7	7	$ \frac{1}{1} $	$\frac{1}{2}$	1	#	#	#	7	+	#	‡	7	+	_	#	#	_	I
su-	_	_	10 1	#	_	_	_	27	Ż	7	7	7	1	_	_	1	1	7	7	+	1	7	_	-	=	1	_	_	
	1 2	-	10 1	$\downarrow$	-	_	_	21	Ż	7	7	7	$\exists$			1	$\dashv$	7	7	1	$\downarrow$	7	1	1		_	1		
橋 2	1 2	11	10 1		2	2 2 /	2 2	2	$\leq$	_		_					_			_		_		1		_		_	
橋 2	1 2	11	10 1	H	2	2 2	2 2	2	A	$\dashv$								H	$\Box$			$\dashv$	Н	1		$\dashv$	$\dashv$		
上水道取水口			$\dashv$	1	1	<del>\</del>	$\dashv$	7	4	1	-	7	Ī				<del> </del>		1	_	_	$\exists$							
新大瀬橋																													
橋	_								:										Ì	ĺ		i							
						_		$\overline{Z}$	Z				_																

令和5年度測定計画		
	ゲノ イ ナ ク プ ロ ジ ノ ム ク ト キジンニ モ ア 猫 エ 余 ウフ4 アフ2 P B C S n 余 街 鶴 m ア 島 画	数 か か か が 、 な が が が が が が が が が が が が が
	ト 日 日 日 一 一 日 日 一 一 日 日 一 一 日 日 一 一 日 日 日 一 十 日 日 日 上 日 日 日 上 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	н
	4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	酸口口口 2 B 性口 3
水 域 測定地点名	サントロック 「P 1 イスト	ファフ ロ O X X M X フ 幽 J
	エンロ サ ル カンロ H レ + M ケ H + H F A A A A A A A A A A A A A A A A A A	<ul><li>(株) イイイフ A M M ン ン 、</li></ul>
		************************************
(○は基準点)		<b> </b>
开属 川 朝日 橋	4 4 112 112	
田道原〇	12 12 12 12 13 4 4	4 12
保瀬 橋	4	
〇 第二有明橋	12 4 4	
大圖	9 9 9	9
人	12 12 12 12	12 施爾市
猫 渡 橋	12 12 12 12	
中中	12 12 12 12	
役所ノ下橋	12 12 12 12	
馬込備	12 12 12 12	
(	12 12 12 12	
(甲皮)三甲皮瘤	121	12
	12 12 12	
(二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	4 4 12 12 12 4	12
<del>(</del>		
(洛成川) 路 成 插(村) 3 以 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
(中日川) 芦門田衛(大松6三) 水即田桶		44
		12
田原川〇河口から300m上消		
田田		
峫		
蓬 原 橋	0	9
中 野	9	
楽 三 〇 安 楽		"
= =		
極し		
# # # O C = 1		
第八工三〇十 中面 本 五 五 本 五 五 本 五 五 本 五 本 五 本 本 本 本		
<u>₽</u>   H		
Ш Ш		
安 原 川 安 房 橋		
生 川 栗 生		
川御殿浜		н
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
二 三 三 端		
三 三		
大 瀬 川 上水通取水口 推 大 瀬 榛		
4 後 三 4 後 春		
	19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 18 20 20 1 37 37 37 6 36 36 6 6 362 174 162 166 86 288 174 30 30	52 18 16 270 16 124 12 4 4 8 20
i		

	版 層 O O I I I I I I I I I I I I I I I I I	名	15 20 11	ア ル キ ル 糸 鎖	N	N	# D A A A A W T T T T T T T T T T T T T T T	# D A A A A M D D D A A A A M D D D A A A A
~ 11 ≠ V H ~ − ≠ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		数 層 D O	世 層 Q O I I I I I I I I I I I I I I I I I I	世 層 Q O C I I I I I I I I I I I I I I I I I I	を	# で		<ul> <li>無</li></ul>
世	(4) 国 (2) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	会     画     名     2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	<ul> <li>(利用)</li> <li>(日)</li> <li>(日)<td># 日</td><td># 日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本</td><td># 日本</td><td># 日</td><td>(4) 田 徳 〇 〇 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td></li></ul>	# 日	# 日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	# 日本	# 日	(4) 田 徳 〇 〇 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		イニ	フェイと N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1		A		1   1   1   1   1   1   1   1   1   1

項 目	T T M 簡 織 ト 2 ジ	例性大 - プロメ オ マ マ マ マ マ ロ オ オ ロ ロ ス ロ ス ロ ス ロ ス ロ ス ロ ロ ロ ロ ロ ロ	A P D D C A P P P P P P P P P P P P P P P P P P			県 18 18	30 30	18 18		"	18 18			"		н	2 2			36 36
の 第 一	森ククク		続 /	※ な る り		18 18 1	30 30 30	18 18 1			18 18 18 1	18	18						H	50 24
ψ.	塩電ア硝亜	酸 #	と 準 ア 態 窒	ン 瀬			30 30 30				18 18 18	18 18 18	18 18 18						20 20 20	
	₩ ₩	ł		耧																
	7 2	. 4 - ′	) / I	<del>7</del> п		7	7		<u> </u>	_	<u> </u>		7	<u> </u>	7				98	
	H 金 ウ フ	л п у у у у у у у у у у у у у у у у у у		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \																
	二十八	> = 1		γ γ																
視	トキップ	У Н 4 7	η ( + ν	アント製																
	ジレント	H / T	′ ン 卡	к , ,																
	オタイ		# " h t n n n n n n n n n n n n n n n n n n	ン ソ ン ス ス ス																
	\	测定地点名 "	. 11	(○は基準点)		○ 基準点1	2	8	監視点イ	П	<	<ul><li>基準点</li></ul>	○ 基準点1	0 2	監視点イ	П	上水道取水口	上水道取水口	1 和無丼 〇	
	_	大			湖沼)	題 田 灵		-		-	-	憲 活	高隈ダム貯水池	-	-	-	大川ダム貯水池	神嶺ダム貯水池	韓田ガル哈本洲	コンイガス国

- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		任	嚴凝固回				健	康項				要監視項
C O O O O O O O O O O O O O O O O O O O							-					
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	ж е п П	C B	# = - <	ノ 1 3 項	<b>全</b> 大	が ゲ  ラ	ジ ク 図 補	· - · - ·	Γ ← Γ □ • ε −	4 7 7	信 後 点 で な は ・ 4	フ H ホ ル ~
<ul> <li>の の の の の の の の の の の の の の の の の の の</li></ul>		0	キャン抽出	A A D H D D	シア	+ · · · · · · · ·	ロ ロ メ 々 名 版 ジ ク ロ ロ	- %	クロロエチ -ジクロロプロ	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	性 鑑 素 pp	/ - 1 1
	O H	D D	物質素	- ≠ ∞	٧ -	鎖		# 7 >   H & >	7 7	7	** **	ź η ;,
							<del>                                      </del>					
	9		1			2						
	9	9	9			2						
	9	9	9			2						
		9	9			2						
		$\leq$				2						
		$\angle$		1		2						
		$\leq$		1								
		9				2						
0 0 0		9				2						
0 0 0												
			1									
	9		1									
	co	9	10									
0 0 0 0 0 0 0	9											
0 0 0 0 0 0	9											
9 9 9 9 9												
9 9 9		9										
9 9 9												
9 9 9												
9 9 9		9	1									
9 9 9		9	1									
9 9 9												
9 9		_										
9 9	9	9										
9	9	9	2									
	9	9										

令和5年度測定計画	側定計画			EK -58											0					F
* §	測定地点名(〇は基準点)	<ul> <li>∠ ∠ + + + √</li> <li>∠ ∠ ∠ ∪ ∪ + √</li> <li>∠ ∠ ∪ □ + ↑ ∨</li> <li>∠ ↑ □ ↑ ↑ ∪ ↑</li> <li>∠ ↑ □ □ ↑ □ □ ↑ ↑</li> <li>□ □ □ ↑ □ □ ↑ ↑</li> </ul>	ы с х » оп у ж к и н л л х у л	W	項 ジェチル (キシイ ロ	エン チ モ ン塩化ビニルモート	金 マン ガ ン カ フ サ ー ナ ー ナ ー ナ ー ナ ク チ ル ト フ ー ナ ク チ ル	y	ν	u − ⟨ * + * > / 抽 田 物 質 ≰ ∉ ∰ ≰ ∰ ∰ ∰ ∰ ∰ ∰ ∰ ∰ ∰ ∰ ∰ ∰ ∰ ∰ ∰ ∰	塩 化 物 イ オ ン電 気 伝 導 度アンモニア 態 箋 素	付 酸 態 箋 素 正 前 酸 態 箋 素	の 有	の クロロレイイ <sup>1</sup>	□	濁篾性大腸菌群数	トリハロメタン生成能 2 — M I B ジ オ ス ミ ン	フェオフィチン 総	∴ ± 0 × 4	麗 桝 耧 毘
(海域)																				
八代海南部 (1)	○ 基準点1										9									些
(2)	0 2										9 9	9	9 9							=
(3)	3											9	-							=
	0 4										9 9	9								"
	0 5										9 9	9 9	9 9							"
	9 0										9 9	9								ıı
U	0 7										9									"
	監視点イ										9									"
	П										9									"
	<																			"
薩摩半島西部(1)	○ 基準点1									$\mathcal{M}$	9									"
	0 2										9									н
(2)	○ 基準点1										9									"
(8)	○ 基準点1										9									"
U	0 2										9									"
											9									"
<u> </u>	0 4										9									11
	監視点イ																			ĸ
	D D																			11
(4)	○ 基準点1										9									"
(2)	○ 基準点1								7	7	9									*
	監視点イ																			ıı
	П																			н
薩摩半島南部(	○ 基準点1										9									ı
<u> </u>	0 2								7	7	9	1							<u> </u>	=
<u> </u>	3								7	7	9								_	11
	監視点イ	_ _ _ _	_	_	_	_	_	_	·		_				-					"

令和5年度測定計画	測定計画					1	ı	İ				ı		ı				l			ı																							
						各通		發	_	}	-	4 出	- 独	献-	画画	ŀ	}		ŀ	ŀ	Į	ŀ	ŀ	-	_	虵	- 1	- 巻	H	嘢,	ļ	ш	F	F		F	F	ļ		歐	曜 -	祖祖	ш,	
		森 * 森	森 * 路 群 -	用 味 " 缆	#H	鉪	脚	W	I d	D B	C 8	S	- κ	₩	₩	44		岻		Asl	⊀	角		Д.	:>			) K =				٠.	₩ 'ÿ		Ÿ	<u>開</u> 4		#			#			
六	測定地点名	* * E		× 回 炎 画	油 縣	<b>长</b>		の 有					- 〈 ギ 宇					<u> </u>							√ □			. 4- 2				n — % ₹			7	ニ 数	酸 性		• 4 -		4 A F	V V K		
		数 /	数/	( 4K 14 7K	新 邑	原	架 項	6 座		<u> </u>	0			シ油田 16		H	∀	Д	W 4	名	□		*	O ~ ~	I X Ø	会员		✓ □ □ H	- > < 1 1	- > < D D D	п н ж 2	/ D D // D .	1V	<i>Ŋ</i> ₩ ₹	4"		宝 宝 ス		» + + ±	+ → -	<b>∮ ル カ</b>	H # 7	, n n h	
	(〇は基準点)	年層	ш	数		ш	ш	ш	H	О О	D D	S	教	8 Mz	銴	部	-5 Ω	0		\	4	**		E E	λ			# 7 7				ζ .>	7		7	ン 紙		**			<u>34</u>	1 —		
鹿児島湾 (1)	○ 基準点1	6 3	1 18	8 264	34 96	9 9		162	18 1	18	/ 18		9	18									9						$\vdash$															
	0 2	6 2	1 12	2 70	0 54	4 4		12	12 1	12	/ 12		9	9									4																					
	0 3	6 4	1 24	4 350		8 9		216	24 2	24	/ 24		9	24	24								8																					
	0 4	6 1	1 6	6 44		5 2		9	9	9	9		9	9									2																					
	0 2	6 1	1 6	6 42		.0		9	9	9	9		9	9																														
	9 0	6 1	1 6	6 42		3		9	9	9	9		9	9																														
	2 0	6 1	1 6	9 90		3		54	9	9	9		9	9																														
	8 0	6 2	1 12	2 66	6 54	+		12	12 1	12	7 12		9	9																														
	6 0	6 1	1 6	6 45		6		9	9	9	9		9	9			1 1																											
	0 10	6 1	1 6	6 45	_	6		9	9	9	0		9	9																														- 1
	0 11	6 1	1 6	6 93	3 39			54	9	9	9		9	9		_	1																											-,
	0 12	6 1	1 6	6 45	5 39	9		9	9	9	9		9	9			1 1																											
	0 13	6 4	1 24	4 350	50 126	8 9		216	24 2	24	7 24		9	24									8																					
	0 14	6 1	1 6	90	0 36	.0		54	9	9	9		9	9																														
	O 15	6 1	1 6	6 42	2 36	.0		9	9	9	9		9	9																														
	0 16	6 1	1 6	6 48	8 36	3		12	9	9	9		9	9																														
	0 17	6 1	1 6	6 30	0 24	1		9	9	9	9		9																															
	監視点イ	6 1	1 6	6 86	9 30	0 2		54	9	9	9			9									2																					
	ロ	6 1	1 6	98 9				9	9	9	9			9	9																													,
	<	6 1	1 6	6 36				9	9	9	9			9																														- 1
	1]	6 1	1 (		-			54	_	9	9		-	9	_	1	-							$\dashv$																				T
	*	6 1	1 6					54	_	9	9			9																														-
	<	6 1	1 6					54		9	9			9									2																					-
	~	6 3	1 18	18 90				18	18 1	18	18			9									9																					- 1
	#	6 1	1 6	6 38		0 2		9	9	9	9			9									2																					- 1
	y	6 1	1 6		-			9	-	9	9			9		+	-																											T
		6 1	1 6			0		9		9	9			9																														-
鹿児島湾(2)		_	_	_	$\rightarrow$	6		9	_	9	9		-	_		1																												-
(3)		6 1	1 6	_	-	6		9	-	9	9		-			1		1																								l		- 1
(4)		6 1	1 6	_	_	6		12	-	9	9		-																															- 1
(2)		6 1	1 6	_		_	7	9	_	9	9	#	-	_	I	$\forall$	$\dashv$	ゴ	+	$\dashv$	I	_	+	$\dashv$	_	+	+	I	+	$\dashv$	_		+	+		+	$\dashv$	4	_	+	_	1	$\dashv$	
(9)	谷山二区基準点	6 1			+	<u>.</u>		9	_	9 ,	9 9		. 7 1	1		$\dagger$	-		+	-				-																				- 1
į	2 4 4 4 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	6 1	4		+	n .	1	9	_	· 0	ه د	1	1		1	$\dagger$	+		+	+	1	1	+	$\downarrow$			_			+				_			+							-
(1)	O ENSEMBLE	1 0	l o	62 0	6I 6	7		0	0	<u>\</u>	٥		-1	_																													_	_

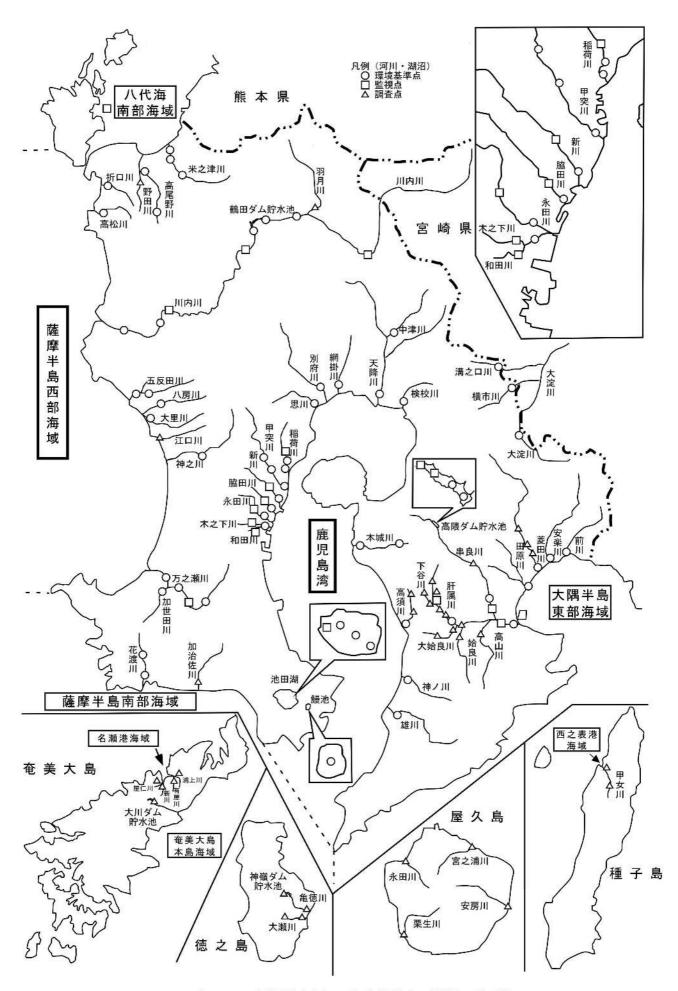
F	日     日       日     日       日     日       0     報	S A S	当	11	"	11	"	=	11	11	"	11	"					11	н	11	#	11	"	"	11	"	11	11	"	11	#	"	
	<ul><li>第 御</li><li>ツ ン</li></ul>	** *																															-
																																	-
		1 4X 1/11 DI																															
	養 便 性 大 腸 菌																																ļ
-	<b>M</b> B A	S E					4				1																						
_	E O							1																									l
Ŧ.	H — Ø II II V		8 18	+	4 24			-	9		_	_	٥	_	77 0	_	_		9 9			9 9											ĺ
6	<ul><li>✓ П П V ∠</li><li>✓ П П V ∠</li></ul>		18 18	+	24 24		+	_	9		1	_	٥	_	47 74	_			9			9											
	√ □ □ □ ✓ ←		18	_	24				9			(	٥	6	47	٥			9			9	9	9									ļ
111111111111111111111111111111111111111	羅 整 糖	数	18		24		_	•	9		4	(	٥	0	77	٥			9			9	9	9									ĺ
9	用		18		24	$\dagger$	$\dashv$	-	9		$\dashv$		٥	2	47 0	٥	+		9			9	9	9									
۲ –	硝酸 態 蜜		3 18	+	1 24		1		9		1	_	٥	6	47	٥			9			9											1
-	電気伝導アンモニア態		18		24	+	+	-	9	-	+	,	٥	20	77	٥	+	-	9			9	9	9									
	祖 分 参 人		18	12	24	9	9	9	9	12	9	9	٥	9	47	0 9	9	9	9	9	9	9	9	9	18	9	9	9	9	9	9	9	
	₩ ***	数		$\bigvee$		$\setminus$		$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$	$\downarrow$				$\sqrt{}$	$\sqrt{}$	$\sqrt{}$		$\setminus$		/ 1		abla	1/	1/	$\setminus$		$^{\prime\prime}$			$\mathcal{U}$		
	<ul><li>□ へ キ ⇒ ン 抽 ±</li><li>◆ 額</li></ul>	I 参 紅 	+	H	\	$\downarrow$	$\downarrow$	1	$\rightarrow$	$\rightarrow$	1	1	$\downarrow$	1,	1	1	+	1		$\perp$	$^{\prime}$		_	$\overline{}$	$\overline{}$	$\rightarrow$	_	_			$\rightarrow$		
	ø	S		Z	$\sum$		1		$\bigvee$							1	9			$\sum$	$\setminus$		$\sum$			$\sum$	$\sum$	$\sum$	$\sum$	Z	9		
	O O	Ω 0	$\vdash$	$\square$		1	7	1	7	7	1	7	1	1	\	$\frac{1}{1}$		$\triangle$	$\setminus$	$\setminus$	7		7	$\overline{}$	$\overline{}$	$\geq$		$\overline{}$	$\setminus$	$\setminus$	$\setminus$	$\geq$	
	FFO S X PFF	O 4					1				1																						
	V H ✓ − 01 · 4 − ÿ ≠	ý 12 12																															
-	4 - + - 4 4 F II =	# ₹ 'y					4	-			+																						
	₽ IV						1	1			1																						
	が へ ム 季																																
	塩化ビニルモノエピクロロヒド						+				+																						
	+ - / /	7									_						_																ĺ
п	<ul><li></li></ul>	ツ ラ 概 ラ						+			+						+																
第 一 年	+ " 7	2																															
H .		н у					-				4																						
K		# K					+	1			1																						
	アエヘブカ	ź ,									1																						
-		Z K					4	-			+																						
		// ½					1				1																						
	V I I V I	11 5									1																						
	ナンプロチャ キ キ シ ン	ラン					4				_		4																				
	フェニトロチ インレロチキ	<b>≯</b> >					+	1			1																						
	× × × %	/ //																															
	インキサチ	<i>∤ ⟩</i>	-	$\parallel$		+	+	$\perp$	$\dashv$	-	$\dashv$	+	$\downarrow$	+	+	+	-																
	克	(学)	-	2	3	4	5	9	7	∞	6	10	=	12	61	14	16	17	+	п	<	1]	长	<	7	4	ŋ	X	中中	中中	木材港区中央	谷山一区中央	
	測定 地点名	(〇は基準点)	基準点1																監視点イ										本港区中央	南港区中央	木材港	一日歩	
	<i>₹</i> -	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	) (	0			0	0	田村										0	0	0	0	
	掻		第 (1)																											(3)	(4)	(2)	
			鹿児島湾																										鹿児島湾				١

Water State	本 場 断	1100	
議議			Ι.
1	У К      	七 亜硝 ふ ほ 1 ク フ ホ	- ·
(1・1986-86)	↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑	部 を 本 と ロ ロ ト と し よ	グロロロロン X スロージャーシャ
1	2	を 型 型 型 型 が が が が が が が が が が が が が	<i>р</i> п п
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	п н п п п п п п п п п п п п п п п п п п	<b>職及</b> サ ル ト ブ	. 8
○	H & Y H & Y Y Y Y Y Y Y Y Y Y	と素び業 米 ン み グ ド	- ° ' ' '
(			
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )			
(			
Colorada   Colorad			
○ 8 6 1 1 6 8 8 9 9 0 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6			
○ 9 6 1 1 6 86 80 0 0 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6			
10   6   1   1   6   36   30   6   6   6   6   6   6   6   6   6			
<ul> <li>職税有子</li> <li>一、整備者</li> <li>一、基準者</li> <li>一、基準者</li> <li>一、金融格子</li> <li>一、金融各子</li> <li>一、金融格子</li> <li>一、金融格子</li> <li>一、金融各分</li> <li>一、金融金分</li> /ul>			
開発的子 (			
<ul> <li>・ 連続 は</li> <li>・ 連続 は</li> <li>・ 連続 は</li> <li>・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</li></ul>			
<ul> <li>(基準点1</li> <li>(基本)</li> <li>(基本)<!--</td--><td></td><td></td><td></td></li></ul>			
<ul> <li>( 基準点1</li> <li>( 基準点1</li> <li>( 基準点1</li> <li>( 32</li> /ul>			
<ul> <li>・ 張神徳1</li> <li>・ 日本 (1) (1) (2) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2</li></ul>			
<ul> <li>監視点</li> <li>・ 基準点</li> <li>・ 基本等</li> <li> <li> </li> /li></ul>	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1	
無視点 2 1 1 2 30 7 2 3 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1	
(			
職職機利 2 1 1 2 36 13 23 2 2 2 2 1 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1 1	
職職権 1 2 1 1 2 3 1 8 23 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1	1 1	
○ 基準点 1 2 31 8 23 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
2 5 7 1 1 5 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1	
3 5 7 1 1 5 3 1 8 5 3 7 5 7 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	
4 2 1 1 2 31 8 23 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1	
2 1 1 2 15 15 2 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
8 8 8 5 7 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3			
< 11			
2 12 12 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
		0	
	9 9 9 9 9 9	9 9 9	

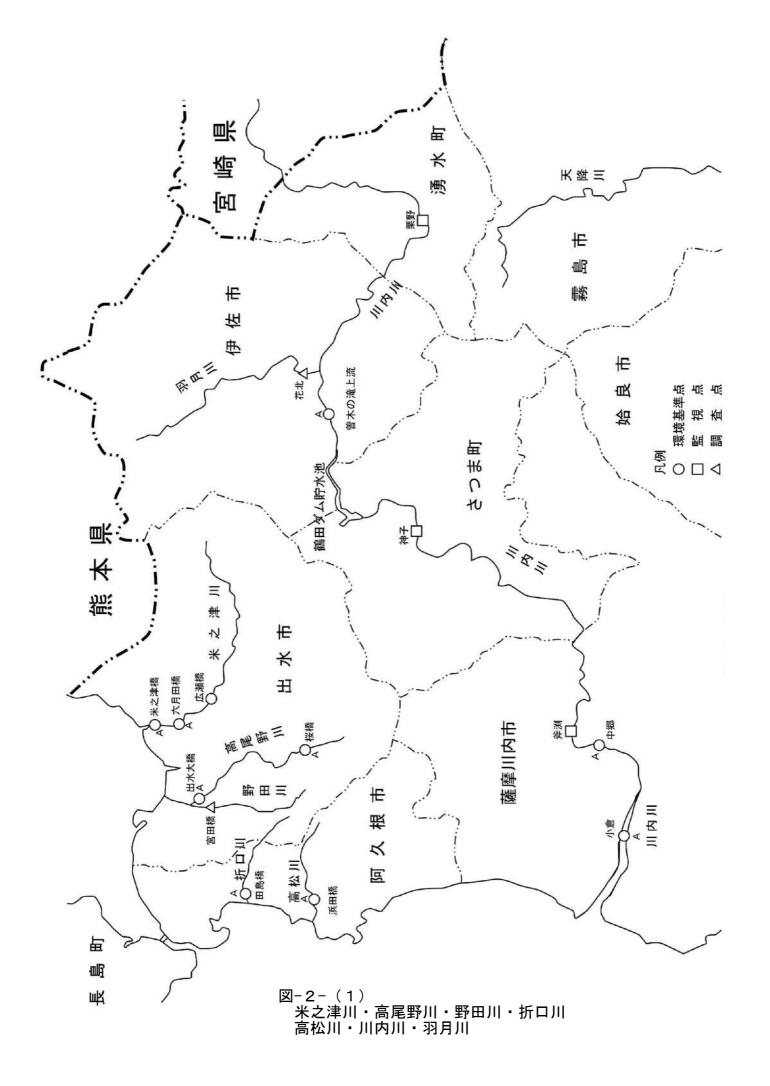
1	LE 相	A	些	=	"	#	=	11	"	"	= =	: =	"	"	=======================================	: 11	ll l	"	= =		"	11	= :	= =	"	"	"	11		= =
F	d th O	S																												
	ÿ =	R																												
L	44 例	褓																												
L	フェオフィチ	7																												
L	2) 4 K M	7																												
L	2 – Z I																													
L	トリハロメダン生む							4		_					_															
L	養 便 性 大 腸 菌 群									_					_															
L		度						4		_					_															
L	N B K	S																												
L	H O	O																												
L	H - Ø II I N F							4		_					_	_			_											
L	√ □ □ □ V ← 対							_		_					_				_											
L	✓ □ □ □ V ← ¾		-	Н			_	4	_	4	+	_	$\vdash$	$\dashv$	+	1	_	$\dashv$	+	_		4	_	$\perp$	_	-			+	$\bot$
L			-	Н			_	4	4	4	+	+	H	$\dashv$	+	1		$\dashv$	+	-		4	+	+	1	1		-	+	+
L	2 数 数 额	数	-	$\vdash$	_		4	4	4	$\dashv$	+	+	H	$\sqcup$	+	1		$\sqcup$	$\perp$	-		$\dashv$	+	+	-	1		-	+	+
L	有 機 態 劉	**	-	Н	-		+	$\dashv$	+	+	+	+		$\dashv$	+	-		$\dashv$	+	-	H	$\dashv$	+	+	+	-		+	+	+
F	用 销 骸 戆 翎		-	Н				$\dashv$	$\dashv$	$\dashv$	+	+	$\vdash$	$\dashv$	+	1		$\dashv$	+			$\dashv$	+	+	-	1		-	+	+
F	2 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	**	-	Н			-	$\dashv$	$\dashv$	+	+	+	H	$\vdash$	+	+	-	$\vdash$	+	-	H	$\dashv$	+	+	-	1			+	+
F	電気伝導アンモニア態等	医	-	Н	-	$\dashv$	$\dashv$	$\dashv$	+	+	+	+	$\vdash$	$\dashv$	+	+		$\dashv$	+	+	$\vdash$	$\dashv$	+	+	+	1		+	+	+
F	<b>祖 化 物                                  </b>		9	9	9	9	9	9	9	9 ,	. u		H	$\dashv$	+	+		$\dashv$	+	-		$\dashv$	+	+	-	1		-	+	+
H	44 年 参 4 火	黎	F		J	H	7	$\frac{1}{2}$	_		+	+	$\vdash$	$\forall$	$\downarrow$		$\vdash$	$\forall$	+	+	$\vdash$	$\forall$	+	+			$\vdash$	$\forall$	+	+
F	⟨H	**	$\overline{}$	$\forall$		$\langle \cdot \rangle$	$\langle \cdot \rangle$	$\langle \ \rangle$	$\langle \ \rangle$	$\langle \cdot \rangle$	$^{\prime}$	X	eq	$\forall$	$\langle \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \$	$\chi$	$\vdash$	$\langle \cdot \rangle$	$\langle \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \$	$\setminus$	$\vdash$	$\langle \cdot \rangle$	$^{\prime}$	/	$\times$	egree	$\overline{}$	$\langle \cdot \rangle$	$\star$	$\chi$
F	ローヘキサン抽田4		$\vdash$	Н	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\dashv$	+	+	$\vdash$	$\dashv$	+	1	$\vdash$	$\dashv$	+		$\vdash$	$\rightarrow$	$\uparrow$	1	\	$\vdash$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	+	1,
F	o	S	$\forall$			$\forall$	$\forall$	$\forall$	$\forall$	$\forall$	$^{\dagger}$	$\star$	$\overline{}$	$\forall$	$\langle \   \ $		$\vdash$	$\forall$		$\overline{}$		$\forall$	$\langle \cdot  $	$^{\prime}$	$\overline{}$			$\langle \cdot  $	$^{\dagger}$	$\star$
F	υ o	О	$\downarrow$	П	7	7	7	7	1	$\langle \ \rangle$	$^{\prime}$	χ,	eg	7	/	X	$\vdash$	4	$^{\prime}$	X	$\vdash$	7	1	/	/	$\nearrow$	eg	$\langle \rangle$	$^{\prime}$	$\chi$
F	я О	Д	$\vdash$	H	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\uparrow$	$\uparrow$	1	$\vdash$	$\rightarrow$	$\uparrow$	+	$\vdash$	$\dashv$	$\uparrow$		$\vdash$	$\dashv$	$\uparrow$		<u> </u>		$\vdash$	$\rightarrow$	$\uparrow$	1
t	птохыргт(							+		$\dagger$			H		$^{+}$				+			1								
F	0 · 4 - 9 / 1	П						1		$^{+}$					T				$\top$											
F	V H / -	'/ -5						+		$\dagger$			H		$\dagger$				+			1								
H	4 - + - 7 / 7	. 4				H		$\dashv$	+	$\dashv$	$\dagger$	+	$\vdash$		+	+			+	+		+	+	+	+	1		1	$\dagger$	+
f	D H J -	'/ <del>5</del>		H			1	$\dashv$	$\dashv$	$\dagger$	$\dagger$	+	H	$\forall$	$\dagger$	+	$\vdash$	$\forall$	$\dagger$	1	H	$\dashv$	+	+	$\vdash$	H		1	$\dagger$	$\dagger$
r	単 ~ ~ ※			H		H	7	$\dashv$	$\dashv$	$\dashv$	$\dagger$	$\dagger$	H	$\forall$	$\dagger$	T		$\forall$	$\dagger$	t		$\dashv$	$\dagger$	$\dagger$	t	t		1	$\dagger$	$\dagger$
t	Н л И п п л ; =							1		$\dashv$	$\top$		П		$\dagger$				$\dagger$			$\dashv$	$\top$	t		T			$\dagger$	
r	猫化ビニグモノア			П		H		1	1	1	1	T	Ħ	Ħ	Ť			Ħ	1	t		$\dashv$	$\dagger$	T	t			1	$\dagger$	t
r	▶ У № н					ı	1	7	7	1	1				Ť				1					T				Ì	1	t
ľ	h = 1/ jr	7		П				1		1	1				1				1			1		T	T				1	T
Γ	11 3 7	ź	l																											j
I	ジェチルヘキシフ タ ル	7.																						1						Ī
Ĺ	+ ") 7	7	Γ					J	I	I	I	Ι			I	Ι			I	Ι			I	Ι	Ι	I			I	Ι
Ī	←	7																												
Ĺ	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	7								⅃					╝	ﻘ				Ι				╧	Γ	Γ				
Ĺ	イ プ ロ ベ ン #	К																												
Ĺ	フェノブカル	7																												
Ĺ		К						Ī					Ш															Ī		
Ĺ	표 스	Z						Ī					Ш															Ī		
Ĺ	プログザミ	3/-						Ī					Ш															Ī		
L	√ □ □ ★ □ II	₹																												
L	¥ # "> ">	墨		Щ				4	_	_					1							_		1						1
L	インプロチオラ			Ш				4	_	_	_		Ш		1				_			_		1					_	1
L	V H II \ I # #			Ш				4	_	4	$\perp$	_	Щ		4				_			_	_	$\perp$					_	$\perp$
L	* + 1 % /	7		Ш	_		_	4	4	4	_	_		$\sqcup$	4	1		$\sqcup$	4	-		_	_	$\downarrow$	1	1		_	_	-
	インキサチャ	7		Ш				4	_	4	$\perp$	_	Щ		4				_			_	_	$\perp$					_	$\perp$
	ДА	Įų,																												
	河 定 地 点 名	(〇は基準点)	In:	2	3	‡ <del>4</del>	2	9	∞	6	1 10	I Z	П	<	11 +	in:	2	디	- C	1 co	11	In:	2 0	2 م	, T	п	<	11 -	₩ <	′ -
	訓定 注	)(#)	基準点1			基準点4						11				基準点1		監視点口	基準点1		監視点イ	基準点1			監視点イ					
	**	$\subseteq$		0	0		0	0	0	0							0	田田		0	超年		0			1				
	427		_	_	_	(4)				- 1													1					1		
	葵		大隅半島東部(1)													西之表港			名瀬港 (1)	1		奄美大島本島								
			41	1												1/4			<u>~</u>			K								

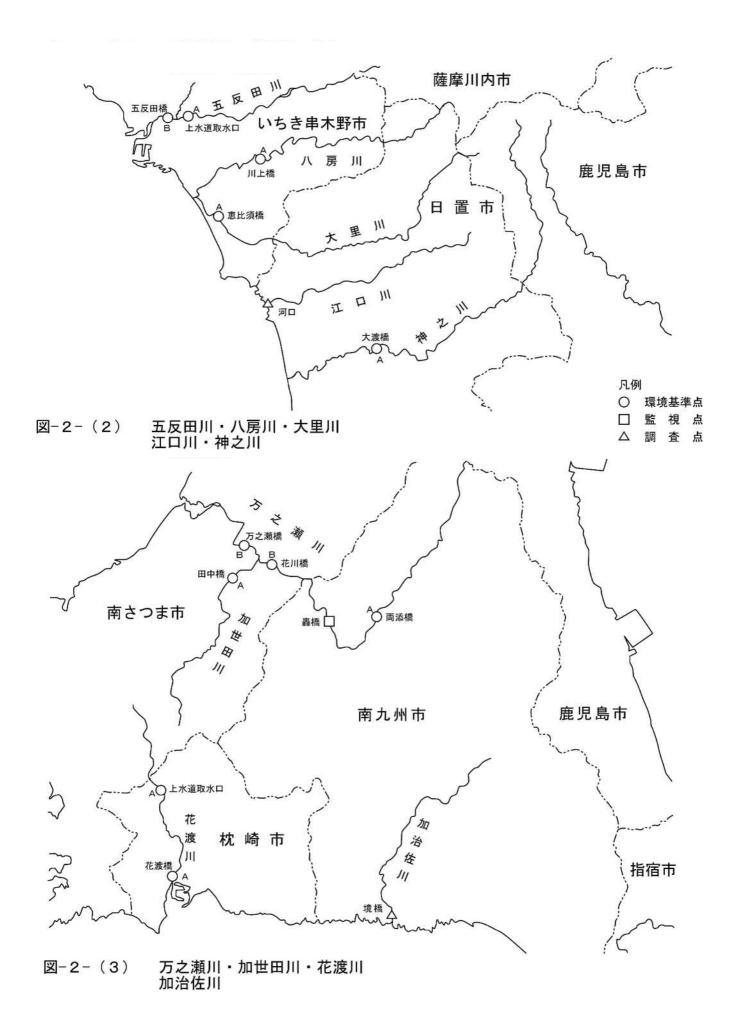
	ロー ジクロロベンゼン										20			20					20			20
Ⅲ,	- · 0 = ÿ < □ □ プ □ ペ ソ										20			20					20			20
臣 -	ジ ク ロ ロ エ チ レ ントランスー 1・8-										20			20					20			20
第一	* * * 4 * * * * * * * * * * * * * * * *																					
霜 _	V н ✓ − ₹																					
	✓ □ □ 廿 寸 ┤ ҳ										20			20					20			20
	- · 4 - ジャキャン		က	1	6	13	4	1		2	20			20					27	2	6	38
F	ほった素		က	П		4	9	1		7	36			36					45	2		47
_	₩ 0 %		က	П		4	2	1		33	78			78					83	2		85
_	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素及び		45	П	6	55	16	1		17	78			78	144			144	283	2	6	294
-	せ		က	1	6	13	3	1		4	36			36					42	2	6	53
	く ソ カ ソ		33	1	6	13	3	1		4	20			20					26	2	6	37
	チオベンカルブ		က	1	6	13	3	1		4	18			18					24	2	6	35
	y b 2 7		33	1	6	13	3	1		4	18			18					24	2	6	35
	# £ 17 4		3	1	6	13	3	1		4	18			18					24	2	6	35
ш	-・ωージクロロプロペン		က	1	6	13	3	1		4	20			20					26	2	6	37
ŀ	テトラクロロエチレン		3	1	6	13	3	1		4	20			20					26	2	6	37
	トリクロロエチレン		3	1	6	13	3	1		4	20			20					26	2	6	37
臣.	- ・ - · 2 - トリクロロエタン		က	1	6	13	33	1		4	20			20					26	2	6	37
-	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		က	П	6	13	3	П		4	20			20					26	2	6	37
* .	ンスュ・2- ジクロロエチレン		က	1	6	13	33	1		4	20			20					26	2	6	37
_	- ・ ジ ク ロ ロ H チ フ ソ		က	1	6	13	3	1		4	20			20					26	2	6	37
	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		က	1	6	13	3	1		4	20			20					26	2	6	37
載	四 塩 化 炭 素		က	П	6	13	3	1		4	20			20					26	2	6	37
	$\  \   \   \   \   \   \   \   $		က	П	6	13	3	1		4	20			20					26	2	6	37
	В С Б						2	1		က	18			18					20	1		91
Ī	アルキル水銀							1		1										1		1
	総 大 銀		က	П	65	69	4	1		2	36			36					43	2	65	110
Ī	美 紫		13	1	6	23	∞	1		6	36			36					57	2	6	89
	大 価 ク ロ ム		က	1	6	13	9	1		7	36			36					45	2	6	56
	沒		3	1	6	13	5	1		9	36			36					44	2	6	55
	<b>領 ツ ア ソ</b>		3	1	6	13	9	1		7	18			18					27	2	6	38
	R ½ W D A		က	1	6	13	4	1		5	36			36					43	2	6	54
	底 層 口 0																					
	J A S		11	2	9	19	4	2		9	36			36					51	4	9	61
	ノ ll 対 L H ノー 対		11	2	9	19	4	2		9	18			18					33	4	9	43
	年 第		11	2	9	19	18	4		22	36			36					65	9	9	77
ш	<b>供</b>			144	284	428		72		72										216	284	500
鬥	⟨H ⟨M ★₭			144	284	428		72		72										216	284	200
道	n ー ヘキサン抽出物質				61	19															61	19
账	大 腸 菌 数		218	54	198	470	99	72		128	180			180	144			144	869	126	198	999
年 - 年	w w		218	144		362	124	72		196	180			180	144			144	999	216		882
21	O Q			144	488	632		72		72										216	488	704
	р о р		218			218	124			124	180			180	144			144	999			999
Ī	О		218	144	488	850	124	72		196	180			180	144			144	999	216	488	1370
f	d H	$\dashv$	218	144	488	850 8	124	72		196	180	+		180	144			144	999	216 2	488	1370 1
-						_				-												
	その他の項目		318	676	1488	2482	576	564		1140	 646			646	576			576	2116	1240	1488	4844
ш	要 監 視 項 目						16			16	543			543					559			099
各 一	健康項目		127	25	263	415	108	27		135	738			738	144			144	1117	52	263	1439
	生活環境項目		1123	924	2267	4314	578	512		1090	066			066	720			720	3411	1436	2267	7114
	X X		河川	湖沼	海 城	抽	河 川	湖紹	海城	抽	河川		海城	#10	河 川	強	海域	計	河川	湖沼	海 城	1111
	鵬 ⁄ 一			当		]		H		]		鹿児島市				鹿屋市		<u> </u>		抽		<u> </u>

	д н О 4																						
	F F O 0			-																			
	» ⊃ R						20			20										20			20
	大 腸 菌 数																						
	鎚 餬 帐						8			8										∞			∞
	フェオフィチン							72		72											72		72
	⇒						4			4										4			4
	B I M - 2						4			4										4			4
	トリハロメタン生成能		4	2		9	4			4	4			4						12	2		14
	糞 便 性 大 腸 菌 蘚 数						124	12		136										124	12		136
ш	題						16	72		88										16	72		88
	N B K																						
臣	H 0 U		82	2		84	8			8	180			180						270	2		272
8	H — Ø II II V Z Ź			84	108	192															84	108	192
.51	√ □ □ V ← √ 0			84	108	192															84	108	192
他	V I I V Y Y D			84	108	192															84	108	192
0	ν п п V + f в			84	138	222	4	48		52	12			12						16	132	138	286
4	森 敷 糖 雜		14	84	138	236	4	72		26										2 18	156	138	2 312
	有 機 態 器 紫				~	3	8			∞					144			144	<u> </u>	152	.0	~	4 152
	田 硝 酸 態 窒 素		1 14	1 84	8 138	6 236	3 16	2 72		88									<u> </u>	30	6 156	8 138	4 324
	間 酸 態 第 素		4 14	4 84	138	16 236	16 16	2 72		88 88					4			4		174 30	6 156	138	324
	アンモニア態窒素		14	84	138	236	108 16	72		108 88	180			180	144			144		288 17	156	138	88 468
	塩化物イオン電気伝導度		∞		462	470	10			10	78 18			78 18						86 28		462	548 288
	<ul><li>研えるとドン</li></ul>		38	$\overline{}$	4	38 4	99			99	72 7			72 7						166 8	$\vdash$	4	166 5
	44 88 #K		38	$\overline{}$	$\Theta$	38	52 5	$\overline{}$		52	72 7			72 7	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$			162			162 1
	n — 〈キサン抽出物質		9	$\rightarrow$	H	9					24	_		24	144	_	$\overline{}$	144		174 1	$\vdash$		174 1
	w w			$ egin{array}{c} $	12	12		$\overline{}$					$\rightarrow$		$\overline{\ }$					$\overline{}$		12	12 1
	о о		98		egthanking	98	801	eg		108	24	eg		24	144	eg		144		362			362
	д о д			$\overline{}$	$\Box$			72		72	$\overline{}$				$\overline{}$					$\overline{}$	72		72
	よ この 及び ひ ト ト 〇 A										9			9						9			9
	ν н ν — <del>ў</del> я · 4 — ў у п п																						
	<i>γ</i>										6			9						9			9
	フェ / - ル 4 - + - オクチル						1			1	6			6						10			10
	₹ N /										36			36						36			36
	金マンガン										36			36						36			36
	Н Л И П П П Т ⊃ У										9			9						9			9
	強行アコイモノマー																						
	アンチャン				Ш		1			1	36			36						37			37
ш	H ラ ブ ド ン	_			$\vdash \vdash$		1			1	36			36					<u> </u>	7 37			7 37
	フ ダ ブ 類 コ ジ ケ ブ	+		_	$\vdash\vdash$		1			1	36			36						37		$\dashv$	37
图	キ シ レ ン ジェチル ( キ シ ル レ タ ル	-	-		$\vdash\vdash$		1			1	20			20						20 1		$\dashv$	20 1
視	+ y 7 y	-			$\vdash\vdash$						20 2			20 2						20 2	$\vdash$		20 2
₩					H						18 2			18 2						18 2			18 2
聖	イプロベンボス グロロニーロアポン	$\dashv$	$\dashv$	-			1			1	18 1			18 1						19 1		$\dashv$	19 1
	フェノブカルブ			_			1			1	18 1			18 1						19 1			19 1
豳	ジクロルボス	+		$\overline{}$			1			1	18			18						19		$\overline{}$	19
	EL P Z						1			1	18			18						19			19
<b>₩</b>	у п у ≠ и х						1			1	18			18						19			19
項目	✓ □ □ ✓ □ Ⅱ Ź						1			1	18			18						19			19
採水・分析項目集計表	オキシン鯛						1			1	18			18						19			19
米	インプロチオラン						1			1	18			18						19			19
	フェニトロチオン				Ш		1			1	18			18						19			19
令和5年度	ダイアジノン				Ш		1			1	18			18						19			19
华	インキサチオン				Ш		1			1	18			18						19			19
	<₹		≡	恕	掻	抽	Ш	恕	承	#=	Н	恕	英	抽	Н	恕	対	抽		Щ	恕	承	#=
	M		辿	蹇	粜	Eng	闽	轰	東	- Just	涶	엝	嫌	durī	澒	斛	쉦	Din		闽	惡	東	·lint7
												₽				117					_		
								_				πlB				馬			1		this		
	謂 査 機 関			重				H				鹿児島市				鹿屋市					√□		



図一1 鹿児島県内の調査河川・湖沼・海域





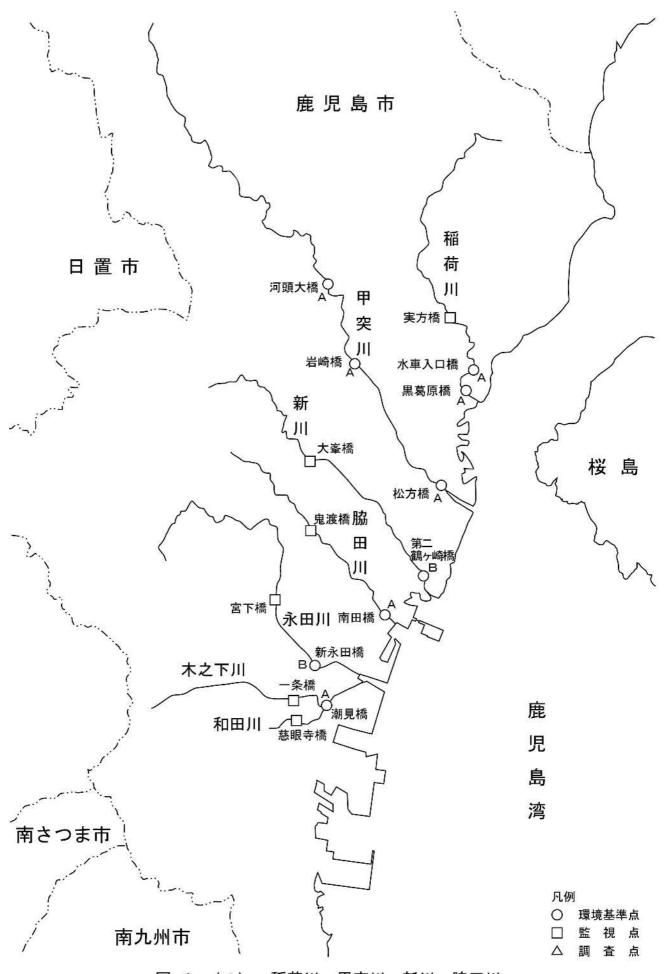


図-2-(4) 稲荷川・甲突川・新川・脇田川 永田川・和田川・木之下川

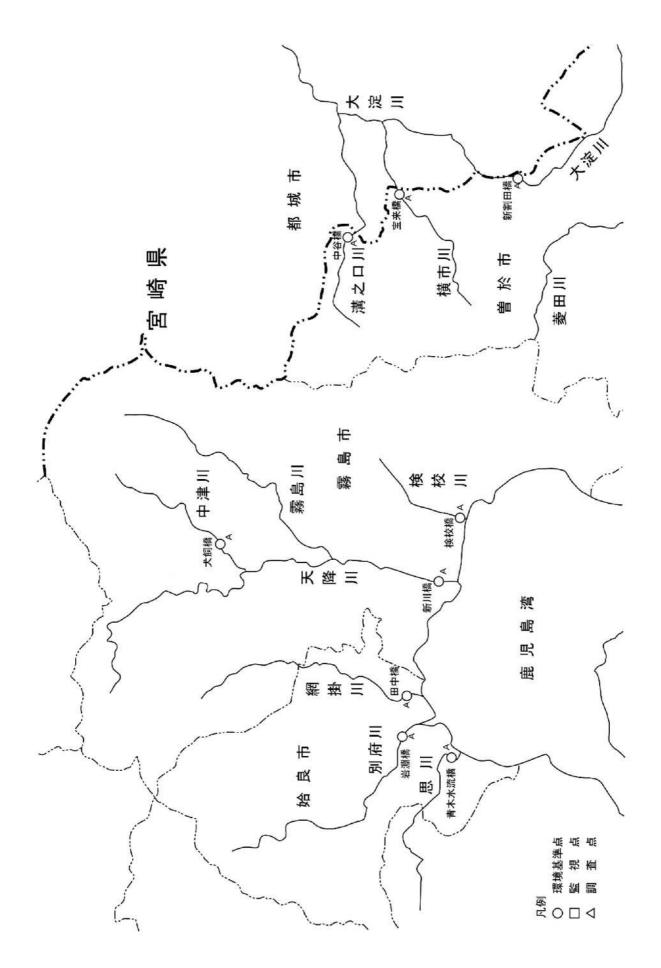
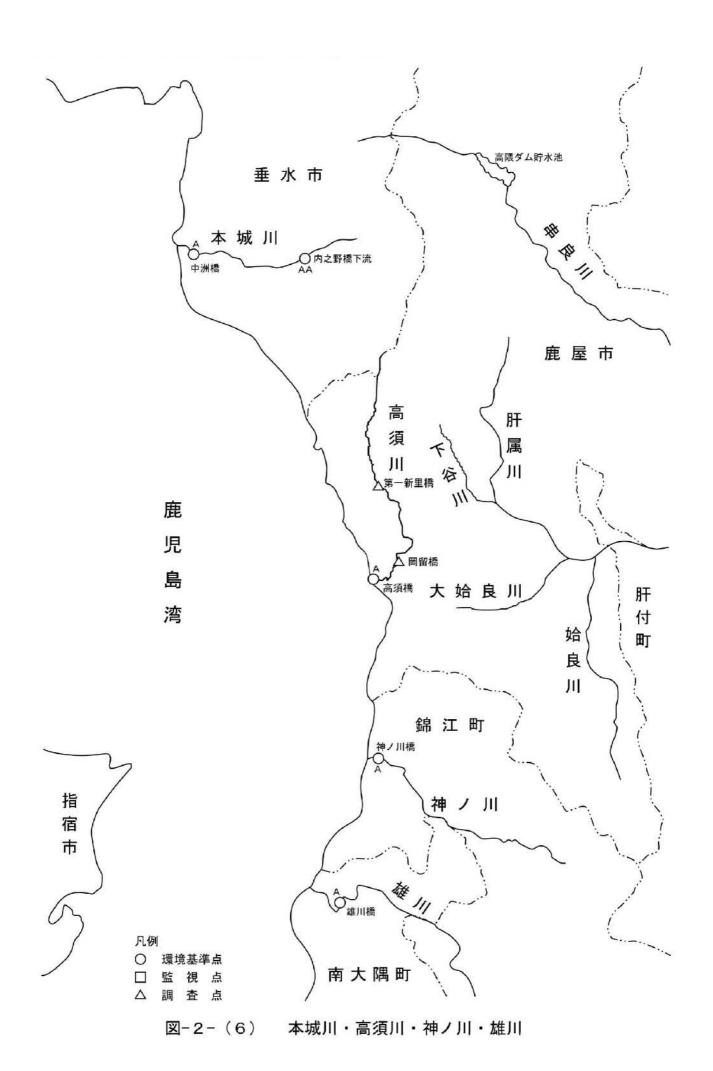
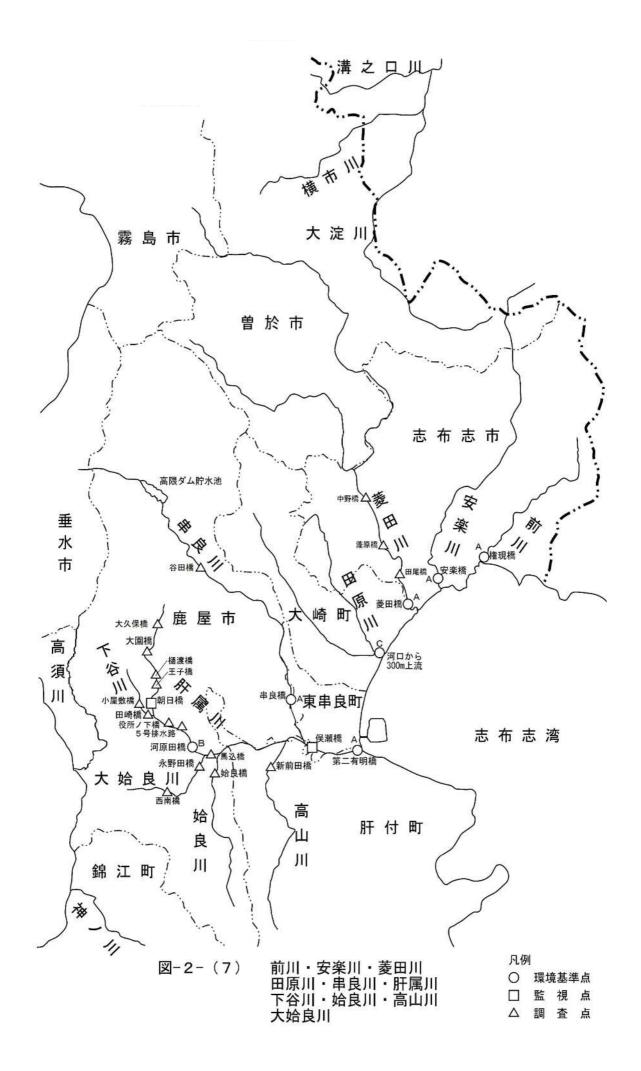


図-2-(5) 思川・別府川・網掛川・天降川・中津川 霧島川・検校川・大淀川・溝之口川・横市川





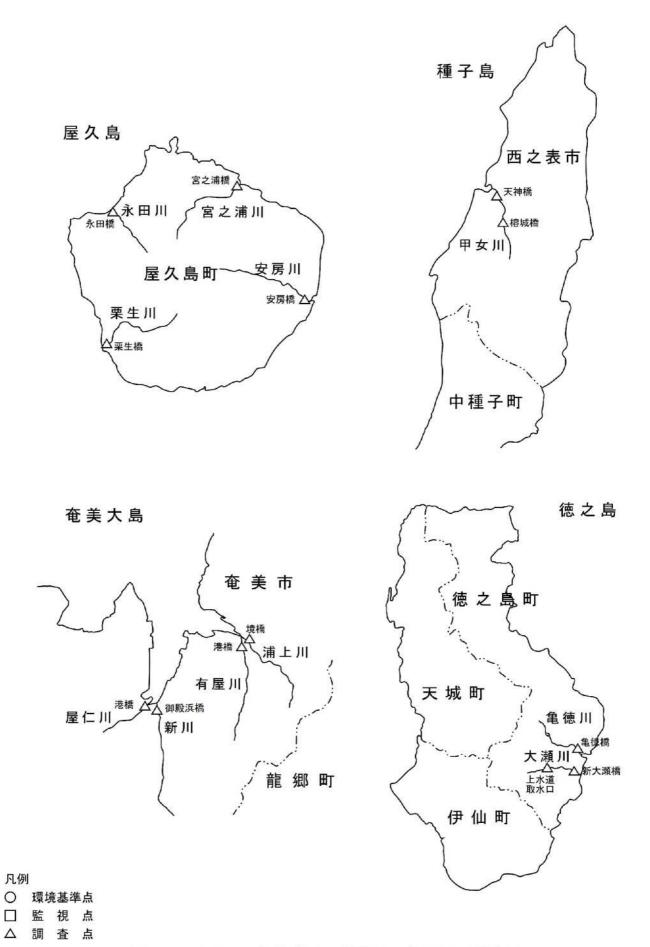
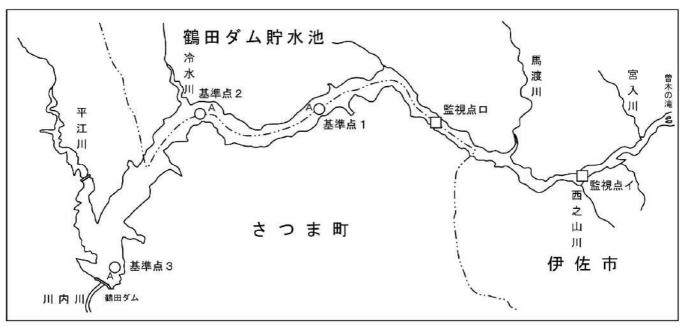
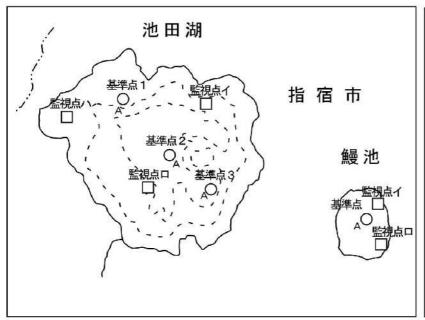


図-2-(8) 宮之浦川・安房川・永田川・栗生川 甲女川・屋仁川・新川・有屋川 浦上川・大瀬川・亀徳川











監視点調査点

図-2-(9) 鶴田ダム貯水池・高隈ダム貯水池・池田湖・鰻池 神嶺ダム貯水池・大川ダム貯水池

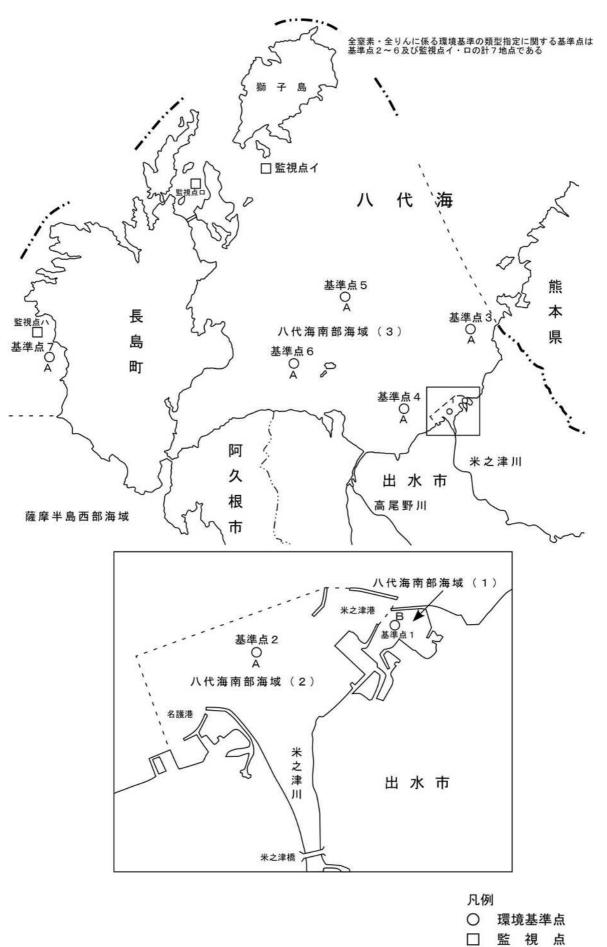


図-2-(10) 八代海南部海域(1)~(3) ※ 破線は海域の境界線を示す

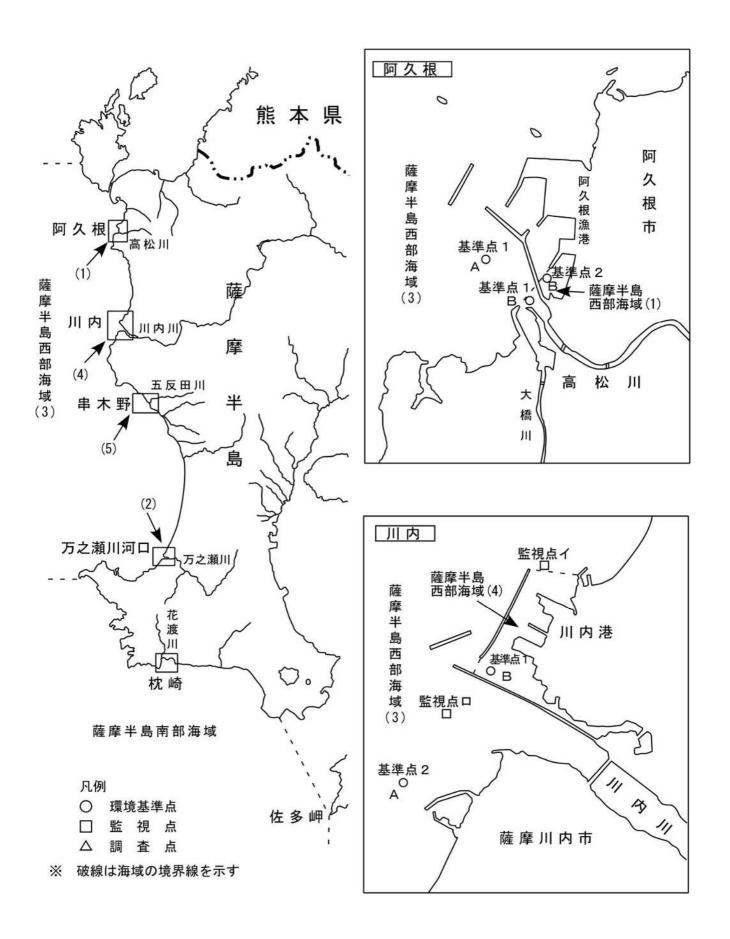
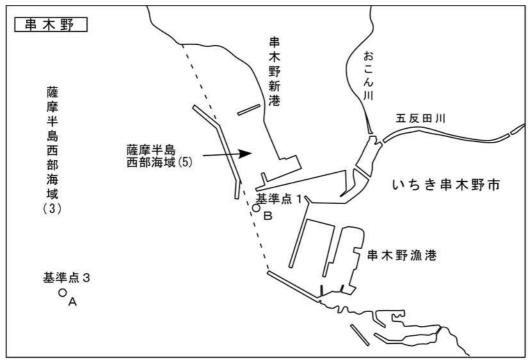
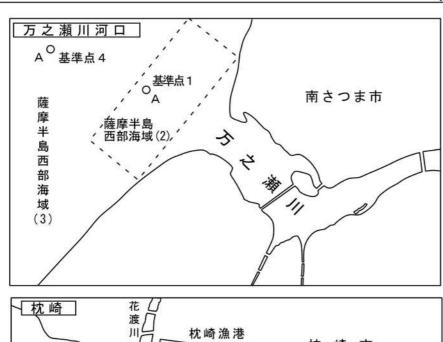
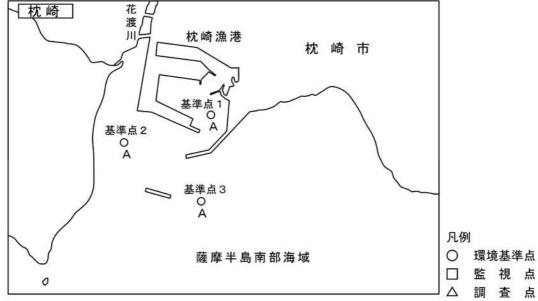


図-2-(11) 薩摩半島西部海域(1)~(5) 薩摩半島南部海域







※ 破線は海域の境界線を示す

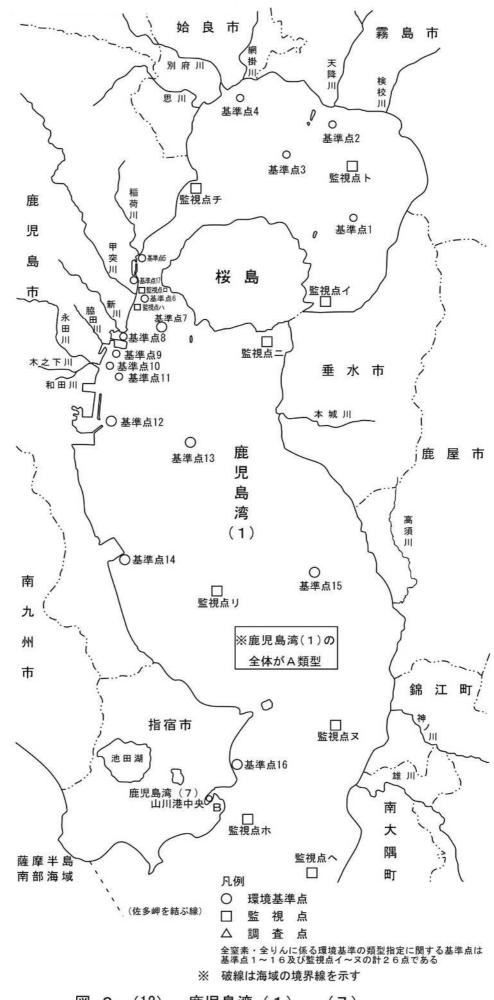
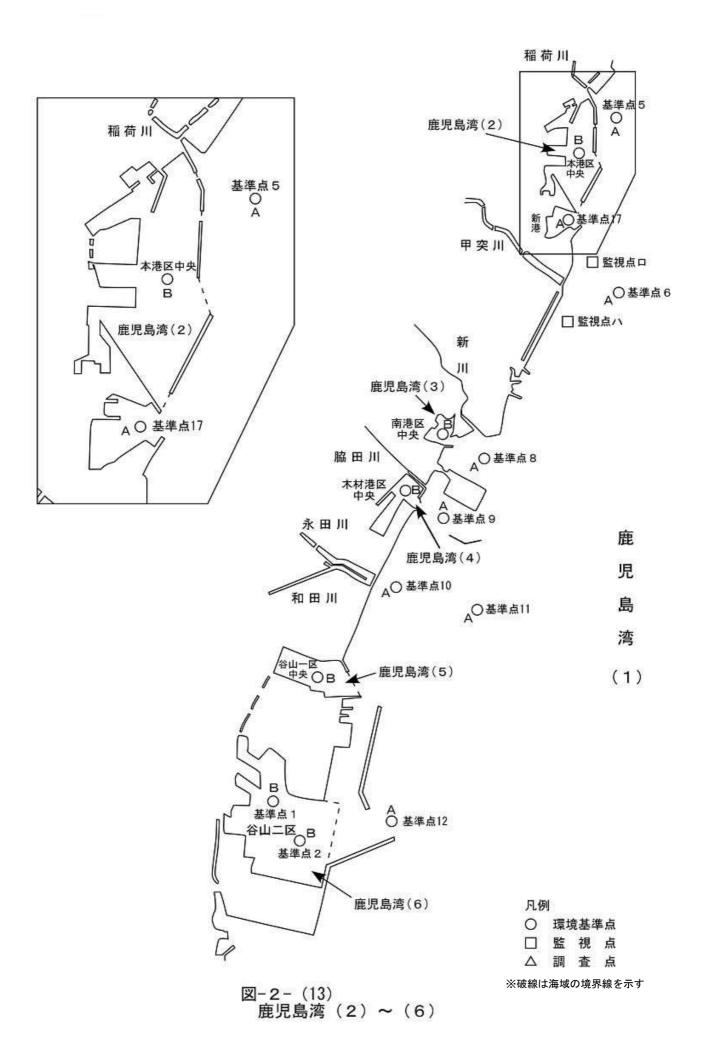


図-2-(12) 鹿児島湾(1), (7)



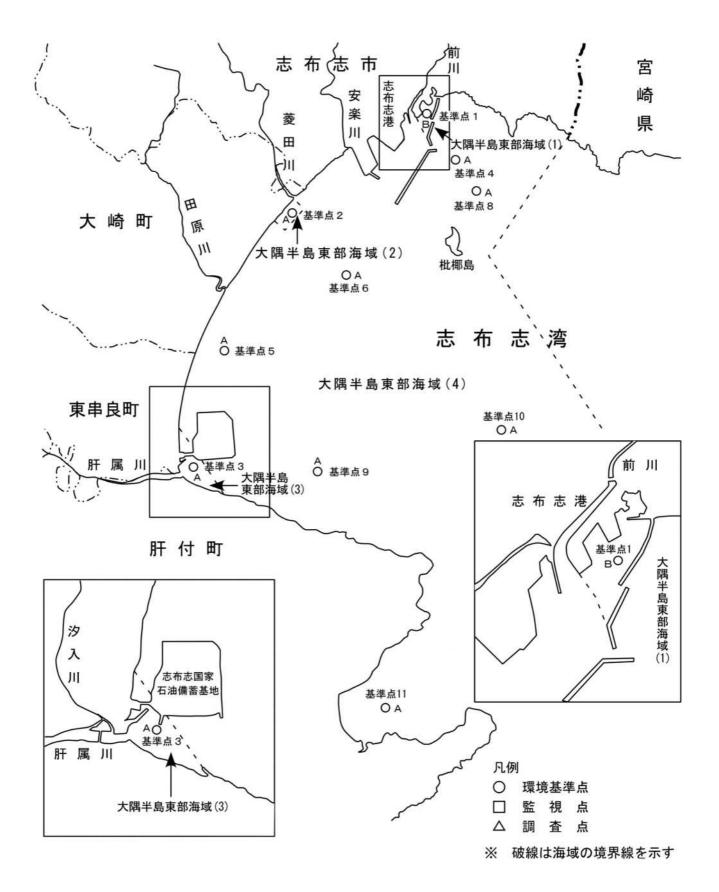


図-2-(14) 大隅半島東部海域(1)~(4)

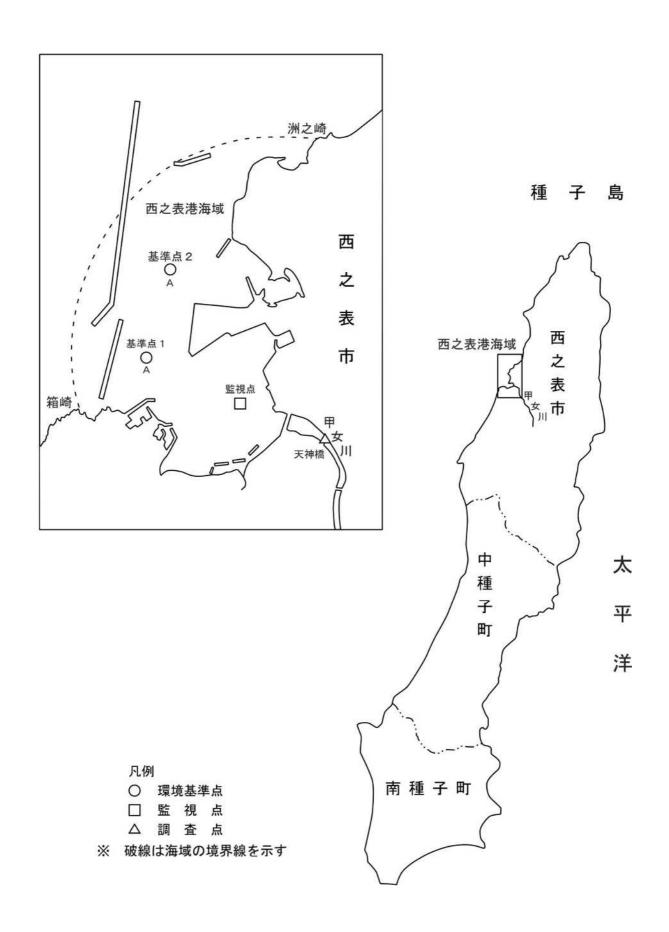


図-2-(15) 西之表港海域



図-2-(16) 名瀬港海域・奄美大島本島海域

#### 人の健康の保護に関する環境基準 (27項目)

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
砒 素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
РСВ	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シスー1,2ージクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1ートリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2ートリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4ジオキサン	0.05 mg/L以下

#### 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項ご掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

#### 生活環境の保全に関する環境基準

#### 河川(湖沼を除く) (1)

T

項目			基	準		
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
A A	水 道 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水 道 2 級 水 産 1 級 水浴スՄB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
В	水 道 3 級 水 産 2 級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
С	水 産 3 級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	_
D	工業用水2級 農業用水及以Eの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	_
Е	工 業 用 水 3 級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	_
借 老						

#### 煝

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日 間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ 数)のデータ値(0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする (湖沼,海域もこれに準ずる。)。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする(湖沼 もこれに準ずる。)。
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計 測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをい う(湖沼,海域もこれに準ずる。)。
- 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)につい ては,大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- 水産1級,水産2級及び水産3級については,当分の間,大腸菌数の項目の基準値は適用しない (湖沼,海域 もこれに準ずる。)。
- 大腸菌数に用いる単位はCFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mLとし, 大腸菌 を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全 (注) 1
  - 1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 3級: 前処理等を伴う高度なアル操作を行うなり 水 道
    - 11
  - ワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級 1級:ヤマメ,イワの水産生物用 水産
    - :サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 コイ, フナ等, β - 中腐水性水域の水産生物用 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 11 3級
  - 工業用水1級
    - IJ
  - 東品注入等による高度の浄水操作を行うもの特殊の浄水操作を行うもの 特殊の浄水操作を行うもの 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ						
項目	水生生物の生息状況の	基準値				
類型	適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩		
生物A	イワナ, サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下		
生物特A	生物 A の水域のうち, 生物 A の欄に掲げる水 生生物の産卵場(繁殖 場)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必 要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下		
生物B	コイ,フナ等比較的高 温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生 息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下		
生物特B	生物 A 又は生物 B の水 域のうち, 生物 B の欄 に掲げる水生生物の産 卵場(繁殖場)又は幼 稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下		

<sup>(</sup>注) 基準値は,年間平均値とする。

湖沼 (天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4日間以上である人工湖)

項目			基	準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
A A	水 道 1 級 水 産 1 級 自然環境に保 及びA以下の に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
А	水道2,3級 水産2、級 水浴がB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
В	水 産 3 級 工業用水1級 農業用水&『Cの 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	_
С	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	_

#### 備 考

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、 大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)について は,大腸菌数1,000CFU/100mL以下とする。
- 大腸菌数に用いる単位はCFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mLとし, 大腸菌を培地 で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- (注)
  - · 道 2 2 水 1 級
- 自ろ沈ヒサー 然過殿メケー探等ろマ科 等よ等等 の環境の保全 の簡易な浄水操作を行うもの による通常の浄水操作を行うもの による通常の浄水操作,又は,前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 質栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用 等富栄養湖型の水域の水産生物用 等高栄養湖型の水域の水産生物用 等。以養湖型の水域の水産生物用 による高度の浄水操作,又は、特殊な浄水操作を行うもの 生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度 IJ 3級 3 水 科魚類
  - クコ沈薬国 代 、 等るに な アイル 等 注 に 入 等 名 に た と 常 生 活 の に 大 と 常 生 活 工業用水 1 級 2 級 4
  - 5

1

項目				3-1-		Lat	基	植
類型	利月	目 目	的の	適	応	性	全室素	全燐
I	自然環境保	全及び	Ⅱ以下の	欄に扌	曷げる	ろもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
П	水道1, 2 水産1種,						0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ш	水道3級 ( 掲げるもの		もの)及	ŰΝŢ	以下の	の欄に	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及	ζびVの	欄に掲げ	るもの	カ		0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種,	工業用	水,農業	用水,	環場	竟保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

#### 備

- 基準値は,年間平均値とする。 1
- 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うもの とし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用 する。
- 農業用水については, 全燐の項目の基準値は適用しない。 3
- 自然環境保全水 道 1級 (注) 2
- 自然探勝等の環境保全 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な 特殊な浄水操作を行うものをいう。) サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用 ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用 コイ,フナ等の水産生物用 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度 IJ 3級
  - 1 種 2 種 3 種 3 産

  - 境保 環 全:国民の日常生活

ウ				
項目	水生生物の生息状況の		基準値	
類型	適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	イワナ, サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物 A の水域のうち, 生物 A の欄に掲げる水 生生物の産卵場(繁殖 場)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必 要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ,フナ等比較的高 温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生 息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物 A 又は生物 B の水域のうち,生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

(注) 基準値は,年間平均値とする。

工		
項目	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
類型		底層溶存酸素量
	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物	
生物 1	が生息できる場を保全・再生する水域又は再	4.0 mg/L 以上
	生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物	0
	が再生産できる場を保全・再生する水域	
	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物 を除き、水生生物が生息できる場を保全・再	
生物 2	生する水域又は再生産段階において貧酸素耐	3.0 mg/L 以上
	性の低い水生生物を除き,水生生物が再生産	
	できる場を保全・再生する水域	
	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物	
11 11 0	が生息できる場を保全・再生する水域、再生	0.0 /1.01.1
生物 3	産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が	2.0 mg/L 以上
	再生産できる場を保全・再生する水域又は無 生物域を解消する水域	
借 考	土物場で群用りる小場	_

#### 備考

- 1 基準値は日間平均値とする。
- 2 底面付傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器 を用いる。

#### (3) 海域

ア

項目			基	準	値	
類型	利 用 目 的 の適 応 性	水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)
A	水 産 1 級 水 自 然 環 境 保 全 及び B 以 下 の 欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100ml以下	検出されな いこと。
В	水 産 2 級 エ 業 用 水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	-	検出されな いこと。
С	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	_	_

#### 備考

- 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100mL以下とする。
- 2 アルカリ性法とは次のものをいう。

試料 $50\,\mathrm{mLe}$  正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液( $10\,\mathrm{w/v\%}$ )  $1\,\mathrm{mLe}$  加え、次に過マンガン酸カリウム溶液( $2\,\mathrm{mmol/L}$ )  $10\,\mathrm{mLe}$  正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に $20\,\mathrm{分}$  放置する。その後、よう化カリウム溶液( $10\,\mathrm{w/v\%}$ )  $1\,\mathrm{mLe}$  アジ化ナトリウム溶液( $4\,\mathrm{w/v\%}$ )  $1\,\mathrm{mE}$  を加え、冷却後、硫酸( $2\,\mathrm{tm}$ )0.5 mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液( $10\,\mathrm{tm}$ 0.1/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

- C O D (O<sub>2</sub>mg/L) = 0.08× [(b)-(a)] × fNa<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub>×1000/50
- (a):チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (mL)
- (b):蒸留水について行なった空試験値 (mL)

fNa<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub>: チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価

- 3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
  - 2 水 産 1 級:マダイ,ブリ,ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水 産 2 級:ボラ,ノリ等の水産生物用

3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

	c	
	^	
/	ı	

1			
項目	利 用 目 的 の 適 応 性	基	<b>値</b>
類型	が、おおりの適心性	全 窒 素	全 燐
ī	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
1	(水産2種及び3種を除く。)	0. 2 mg/ L DX	0.02 mg/ L 💹
П	水産1種,水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
11	(水産2種及び3種を除く。)	O. Shig/LØ	O. Comg/LM
Ш	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
	(水産3種を除く。)	o. omg/ Lex	0.03mg/L
$\mathbf{N}$	水産3種,工業用水,生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
1 1	, 水层 0 座, 工术// 水, 工物工心水洗水上	Img/ Lex	0.00 mg/ L 🔊

備 考 1 基準値は,年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
  - 2 水 産 1 種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
    - 水 産 2 種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
    - 水 産 3 種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
  - 3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

ゥ

<u> </u>						
項目					基準値	
	水生生物の生息状況の					直鎖アルキルベ
類型	適応性	全	亜	鉛	ノニルフェノール	ンゼンスルホン
						酸及びその塩
	水生生物の生息する					
生物A	水域	0.02	mg/L	以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
	生物 A の水域のうち,					
生物特A	水生生物の産卵場	0.01	mg/L	以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
	(繁殖場)又は幼稚					
	仔の生育場として特					
	に保全が必要な水域					

(注) 基準値は, 年間平均値とする。

_	T
_	_

工		
項目	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
類型		底 層 溶 存 酸 素 量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物 が生息できる場を保全・再生する水域又は再	4.0 mg/L 以上
生物 1	生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物 が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 加g/L 外工
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物 を除き、水生生物が生息できる場を保全・再 生する水域又は再生産段階において貧酸素耐	2 0/1 171
生物 2	生りるが域又は丹生産段階において負酸系間  性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産  できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物 が生息できる場を保全・再生する水域,再生	
生物3	産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が 再生産できる場を保全・再生する水域又は無	2.0 mg/L 以上
(4th _br	生物域を解消する水域	

### 備考

- 1 基準値は日間平均値とする。
- 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

### 県内公共用水域に係る環境基準の類型指定状況

(1) 河 川

ア BOD等に係る環境基準

/ DOD#	に除る塚境基準		I			
水 域 名	範囲	該当 類型	達成 期間	基準点	類型指定年 月 日	備考
川内川上流	曽木の滝から上流	Α	イ	曽木の滝上流 注3	S 48. 4. 2	
川内川下流	鶴田ダムから河口まで	Δ.	2	中郷	S 46. 5.25	
川川川川下流	鶴田ダムから四日まで 	Α	イ	小倉	Н 20. 3.28	(**20)
肝属川上流	河原田橋から上流	В	ハ	河原田橋	Н 20. 3.28	(*21)
肝属川下流	河原田橋から河口まで	A	イ	第二有明橋	Н 20. 3.28	(**22)
串 良 川	全 域	Α	口	串良橋	S 48.12. 7	
脇田川	全 域	A	イ	南田橋 注2	R 4. 3.15	(※10)
新川	全 域	В	1	第二鶴ヶ崎橋	Н 19. 3.30	(※11)
				河頭大橋 注1	S 47. 6.19	(*2)
甲突川	全域	Α	イ	岩崎橋	Н 7. 6. 5	
			,	松方橋	Н 19. 3.30	(3)
44 111	A 15	_	,	水車入口橋	S 47. 6.19	,,,,,
稲 荷 川	全域	Α	イ	黒葛原橋	R 4. 3.15	(**12)
和 田 川	全 域	Α	イ	潮見橋	R 4. 3.15	( <b>*</b> 13)
永 田 川	全域	В	ハ	新永田橋	S 49. 6.14	
				六月田橋	S 48. 6.29	
米 之 津 川	全域	Α	イ	米之津橋	H 7. 6. 5	(*4)
				桜橋	Н 8. 6. 5	( <b>%</b> 5)
高尾野川	全域	Α	イ	出水大橋 注4	H 19. 3.30	( <u>*</u> 14)
折口川	全域	Α	イ	田島橋	H 19. 3.30	( <b>%</b> 15)
高 松 川	全 域	A	イ		S 50. 4.21	(/•(10)
五反田川上流	上水道取水口から上流	A	1	上水道取水口	H 8. 6. 5	( * 6 )
五反田川下流	上水道取水口から下流	В	1	五反田橋	S 50. 4.21	(/•( 0 /
八房川	全域	A	1		S 50. 4.21	
大里川	全域	A	1	恵比須橋	H 19. 3.30	(※16)
神之川	全域	A	1	大渡橋	H 19. 3.30	(%17)
万之瀬川上流	<u>エー 〜</u>   広瀬橋から上流	A	1	<b>一</b>	S 49. 7. 5	(///11/
		11	-1	- 花川橋	S 49. 7. 5	
万之瀬川下流	広瀬橋から下流	В	イ	万之瀬橋	H 19. 3.30	(※18)
加世田川	全 域	Α	イ	田中橋	H 19. 3.30	( <u>%</u> 7)
•		11	-1	上水道取水口	S 52. 6.17	(// / /
花 渡 川	全域	Α	イ	- 工水造以水口 - 花渡橋 注5	H 19. 3.30	(※19)
思川	全域	A	ハ	青木水流橋	S 49. 6.14	(/•(13)
別府川	全 域	A	イ	岩淵橋	S 49. 6.14	
網掛川	全 域	A	1	<u> </u>	S 49. 6.14	
天降川	全 域	A	1		S 49. 6.14	
中津川	全 域	A	1		S 49. 6.14	
検校別	主		イ		S 49. 6.14	
大淀川上流	主	A	7		S 49. 6.14 S 48. 6.29	
横市川上流			D D		S 48. 6.29	
横 甲 川 上 流 <u></u> 溝之口川上流	宮崎県境から上流   庄内川合流点から上流	A				
		A	イ			(», o )
本城川上流本城川下流	内之野橋約500m下流地点から上流	AΑ	イイ	内之野橋下流	H 8. 6. 5	(%8)
	内之野橋約500m下流地点から下流	A	1	中洲橋	S 50. 7. 1	
高須川	全域	A	イ	高須橋	S 50. 7. 1	
神ノ川	全域	A	イ	神ノ川橋	S 50. 7. 1	
雄川	全域	A	イ	雄川橋	S 50. 7. 1	(*,0)
前川	全域	A	イ	権現橋	H 7. 6. 5	(%9)
安楽川	全域	A	口口	安楽橋	S 48.12. 7	
田原川	全 域	C	口	河口から300m上流	S 48. 12. 7	
菱田川	全域	Α	口	菱田橋	S 48. 12. 7	

(注1) 平成13年度に「ひまわり橋」から変更

(注2) 平成19年度に「脇田井堰」から変更

(注3) 平成28年度に「曽木大橋」から変更

(注4) 平成29年度に「出水橋」から変更

(注5) 平成29年度に「第一花渡橋」から変更

- **※** 1 達成期間の分類は次のとおり
  - 「イ」は直ちに達成
  - 「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成
  - は5年を超える期間で可及的速やかに達成
- 「甲突川上流」水域は、昭和47年6月19日該当類型「A」達成期間「イ」の上流と該当類型「B」達成 期間「ロ」の中流で類型指定が行われていたが、平成7年6月5日に改訂が行われた
- 「甲突川下流」水域は、昭和47年6月19日該当類型「D」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、昭和54年4月25日(「C」,「イ」)及び平成19年3月30日に改訂が行われた。 和54年4月25日 (「C」, 「イ」) 及び平成19年3月30日に改訂が行われた。 なお,全域が同一の該当類型,達成期間となったことから,水域を統合した。 「米之津川」水域は,昭和48年6月29日該当類型「A」達成期間「フ」の上流と該当類型「C」達成期
- **※** 4 間「ハ」の下流で類型指定が行われていたが、平成7年6月5日に改訂が行われた
- 「高尾野川上流」水域は、昭和50年4月21日該当類型「B」達成期間「イ」で類型指定が行われていた **※** 5 平成8年6月5日に改訂が行われた
- が、平成8年6月5日に改訂が行われた。 「五反田川上流」水域は、昭和50年4月21日該当類型「B」達成期間「イ」で類型指定が行われていた **※** 6
- が、平成8年6月5日に改訂が行われた。 「加世田川」水域は、昭和49年7月5日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、 でも2万0日5日(「P」 「イ」)及び平成19年3月30日に改訂が行われた。
- 平成7年6月5日(「B」,「イ」)及び平成19年3月30日に改訂が行われた。 「本城川上流」水域は、昭和50年7月1日該当類型「A」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが、平成8年6月5日に改訂が行われた。
- 「前川」水域は、昭和50年4月21日該当類型「B」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成7年6月5日に改訂が行われた。
- 「麻田川」水域は、昭和47年6月19日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、 平成19年3月30日(「B」、「イ」)及び令和4年3月15日に改訂が行われた。 「新川」水域は、昭和47年6月19日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、平成 **※** 10
- 19年3月30日に改訂が行われた。
- 「稲荷川下流」水域は、昭和47年6月19日該当類型「С」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、 平成19年3月30日(「B」,「イ」)及び令和4年3月15日に改訂が行われた。 なお,全域が同一の該当類型,達成期間となったことから,水域を統合した。 「和田川」水域は,昭和49年6月14日該当類型「C」達成期間「ハ」で類型指定が行われていたが, 平成19年3月30日(「B」,「イ」)及び令和4年3月15日に改訂が行われた。 「高尾野川下流」水域は、昭和50年4月21日該当類型「B」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが、
- 平成19年3月30日に改訂が行われた
- なお、全域が同一の該当類型、達成期間となったことから、水域を統合した。 「折口川」水域は、昭和50年4月21日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、 **※** 15 平成19年3月30日に改訂が行われた
- **※**16 昭和50年4月21日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、 「大里川」水域は, 平成19年3月30日に改訂が行われた
- 「神之川」水域は、昭和51年4月26日該当類型「B」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが、 平成19年3月30日に改訂が行われた。 **※**17
- 「万之瀬川下流」水域は、昭和49年7月5日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていた 平成19年3月30日に改訂が行われた
- 「花渡川下流」水域は、昭和52年6月17日該当類型「C」達成期間「ハ」で類型指定が行われていたが、平成19年3月30日に改訂が行われた。 **※**19
- なお,全域が同一の該当類型,達成期間となったことから,水域を統合した。 「川内川下流」水域は、昭和46年5月25日該当類型「B」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、 **※** 20 平成20年3月28日に改訂が行われた
- なお, 中流と同一の該当類型, 達成期間となったことから, 水域を統合した
- **※**21 「肝属川上流」水域は、昭和48年12月7日該当類型「C」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、 平成20年3月28日に改訂が行われた
- 「肝属川下流」水域は、昭和48年12月7日該当類型「B」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが、 × 22 平成20年3月28日に改訂が行われた。

イ 水生生物の保全に係る環境基準

	の保全に係る環境基準		達成		類型指定
水 域 名	範 囲	該当類型	期間	基 準 点	年月日
				岩崎橋	
甲突川	全 域	生物B	イ	河頭大橋	H22. 3.30
				松方橋	
天 降 川	全 域	生物B	イ	新川橋	H22. 3.30
高尾野川	全 域	生物B	イ	桜橋, 出水大橋	H23. 3.29
折口川	全 域	生物B	イ	田島橋	H23. 3.29
高 松 川	全 域	生物B	イ	浜田橋	H23. 3.29
五反田川	全 域	生物B	イ	上水道取水口 五反田橋	H23. 3.29
八 房 川	全 域	生物B	イ	川上橋	H23. 3.29
大 里 川	全 域	生物B	イ	恵比須橋	Н23. 3.29
神之川	全 域	生物B	イ	大渡橋	Н23. 3.29
				両添橋	
万之瀬川	全域	生物B	イ	花川橋	Н23. 3.29
				万之瀬橋	
加世田川	全 域	生物B	イ	田中橋	Н23. 3.29
-H- 3rts 111	^ L+	/I.4/- D	,	上水道取水口	1100 0 00
花渡川	全域	生物B	イ	花渡橋	H23. 3.29
思川	全 域	生物B	イ	青木水流橋	H23. 3.29
別府川	全 域	生物B	イ	岩淵橋	H23. 3.29
網掛川	全 域	生物B	イ	田中橋	Н23. 3.29
中津川	全 域	生物B	イ	犬飼橋	Н23. 3.29
検 校 川	全 域	生物B	イ	検校橋	Н23. 3.29
安 楽 川	全 域	生物B	イ	安楽橋	Н23. 3.29
大淀川上流	宮崎県境から上流	生物B	イ	新割田橋	H24. 3.30
米之津川上流	平良川合流点から上流	生物A	イ	広瀬橋	H24. 3.30
米之津川下流	平良川合流点から下流	生物B	イ	米之津橋	H24. 3.30
串 良 川	全 域	生物B	イ	串良橋	H24. 3.30
本 城 川	全 域	生物B	イ	内之野橋下流 中洲橋	H24. 3.30
高 須 川	全 域	生物B	イ	高須橋	H24. 3.30
神ノ川	全 域	生物B	イ	神ノ川橋	H24. 3.30
雄川	全 域	生物B	イ	雄川橋	H24. 3.30
田原川	全域	生物B	1	河口から300m	H24. 3.30
菱 田 川	全域	生物B	1	菱田橋	H24. 3.30
前川	全域	生物B	1	権現橋	H24. 3.30
溝之口川上流	庄内川合流点から上流	生物B	1	中谷橋	H24. 3.30
横市川上流	宮崎県境から上流	生物B	イ	宝来橋	H24. 3.30
稲荷川	全 域	生物B	イ	水車入口橋 黒葛原橋	H24. 3.30
新川	全域	生物B	イ	第二鶴ヶ崎橋	H24. 3.30
永 田 川	全域	生物B	イ	新永田橋	H24. 3.30
脇田川	全域	生物B	1	南田橋	H24. 3.30
和田川	全域	生物B	1	潮見橋	H24. 3.30
川内川	全域	生物B	1	曽木の滝上流 中郷, 小倉	H24. 3.30
肝属川	全 域	生物B	イ	河原田橋 第二有明橋	H24. 3.30

# (2) 湖 沼 ア COD等に係る環境基準

水 域 名	範 囲	5% TAB 7.0	達成 期間 基準点	類 型 指 定 年 月 日
池 田 湖	全域	A	イ 基準点1~3	S 52. 6.17
鶴田ダム貯水池	曽木の滝から鶴田ダムまで	A	イ 基準点1~3	S 56. 1.26
鰻	全 域	A	イ 基準点	S 57.11. 1
高隈ダム貯水池	全 域	A	イ 基準点1,2	Н 9. 6.25

# イ 全窒素及び全燐に係る環境基準

水 域 名	範 囲	該当類型	達成 期間	基 準 点	類 型 指 定 年 月 日
池 田 湖	全 域	П	П	基準点1~3	S 60. 6. 7
鶴田ダム貯水池	曽木の滝から鶴田ダムまで	IV	イ	基準点1~3	S 61. 12. 10
鰻	全域	П	イ	基準点	S 62. 6.10
高隈ダム貯水池	全 域	Ш	7	基準点1,2	Н 9. 6.25

※ 全窒素については当分の間適用しない。

## ウ 水生生物の保全に係る環境基準

水 域 名	範    囲		該当類型	達成 期間	基 準 点	類 型 指 定 年 月 日				
池 田 湖	全 域		生物B	イ	基準点1~3	Н 22. 3.30				
鶴田ダム貯水池	全 域		生物B	イ	基準点1~3	Н 24. 3.30				
鰻 池	全 域		生物B	イ	基準点	Н 22. 3.30				
高隈ダム貯水池	全 域		生物B	イ	基準点1~2	Н 24. 3.30				

#### (3) 海 城

#### ア COD等に係る環境基準

水域名	範囲		該当 類型	達成 期間	基準点	類型指定 年 月 日	備考
鹿 児 島 湾(1)	(全域から下記を除く海域)	<b>※</b> 1	A	7y11HJ	基準点1~17	S 50. 7. 1	
<i>II</i> (2)	(鹿児島港本港区)	<b>※</b> 2	В	1	本港区中央	Н 7. 6. 5	(注1)
<i>II</i> (3)	( " 南港区)	<b>※</b> 3	В	1	南港区中央	S 50. 7. 1	
<i>11</i> (4)	( " 木材港区)	<b>※</b> 4	В	イ	木材港区中央	11	
" (5)	( 〃 谷山一区)	<b>※</b> 5	В	イ	谷山一区中央	"	
<i>II</i> (6)	( " 谷山二区)	<b>※</b> 6	В	イ	基準点1,2	"	
" (7)	(山川港)	<b>※</b> 7	В	イ	山川港中央	"	
八代海南部海域(1)	(米之津港)	<b>%</b> 8	В	イ	基準点1	S 51. 8. 9	
" (2)	(米之津川河口海域)	<b>※</b> 9	Α	ハ	基準点 2	"	
<i>II</i> (3)	(全域から上記を除く海域)	<b>※</b> 10	Α	イ	基準点3~7	"	
大隅半島東部海域(1)	(志布志港)	<b>※</b> 11	В	イ	基準点1	S 51. 8. 9	
" (2)	(菱田川河口海域)	<b>※</b> 12	Α	口	基準点 2	"	
<i>II</i> (3)	(肝属川河口海域)	<b>※</b> 13	Α	口	基準点3	<i>II</i>	
<i>y</i> (4)	(全域から上記を除く海域)	<b>※</b> 14	Α	イ	基準点4~6,8~11	"	
薩摩半島南部海域	(全 域)	<b>※</b> 15	Α	イ	基準点1~3	S 52. 6.17	
薩摩半島西部海域(1)	(阿久根港)	<b>※</b> 16	В	イ	基準点1,2	S 53. 9. 1	
<i>II</i> (2)	(万之瀬川河口海域)	<b>※</b> 17	Α	口	基準点1	"	
<i>II</i> (3)	(全域から上記及び下記を除く海域)	<b>※</b> 18	Α	イ	基準点1~4	<i>II</i>	
<i>y</i> (4)	(川内港)	<b>※</b> 19	В	イ	基準点1	S 57. 2.10	
<i>y</i> (5)	(串木野港)	<b>※</b> 20	В	イ	基準点1	"	
西之表港海域	(全 域)	<b>※</b> 21	Α	イ	基準点1,2	S 53. 9. 1	
名瀬港海域(1)	(新川河口海域)	<b>※</b> 22	В	イ	基準点1	S 52. 6.17	
<i>II</i> (2)	(全域から上記を除く海域)	<b>※</b> 23	Α	イ	基準点2,3	"	
奄美大島本島海域	(全 域)	<b>※</b> 24	Α	イ	基準点1~4	S 57. 2.10	

#### 全窒素及び全燐に係る環境基準

水域名	範	囲	該当 類型	達成 期間	基 準 点	類型指定 年 月 日
鹿児島湾	全 域	<b>※</b> 25	II	イ	基準点1~16, 監視点イ~ヌ	Н 8. 6. 5
八代海南部海域	全 域	<b>※</b> 26	I	イ	基準点2~6, 監視点イ, ロ	H 11. 5.14

- 鹿児島湾(2)は、昭和50年7月1日該当類型「B」達成期間「イ」で類型指定が行われてい たが、平成7年6月5日に水域の範囲の変更が行われた。
  - 海域の範囲で()書きで示したものは慣用名 詳しくは次のとおり
  - 指宿市開聞崎と南大隅町佐多岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、※2か
  - ら※7までの水域に係る部分を除いたもの。 稲荷川河口右岸と鹿児島港本港区浜町防波堤北端を結ぶ線, 同防波堤,同防波堤南端と 東防波堤(北側部分)北端を結ぶ線,同防波堤,同防波堤南端と東防波堤(南側部分)北端 同防波堤, 同防波堤南端と南防波堤北端を結ぶ線, 同防波堤, 同防波堤南端と
  - 新港区北防波堤先端を結ぶ線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域 鹿児島港南港区防波堤、同防波堤先端と南防波堤先端を結ぶ線、南防波堤及び陸岸によ り囲まれた海域
  - 鹿児島港木材港区北防波堤、同防波堤先端と南防波堤先端を結ぶ線、南防波堤及び陸岸 により囲まれた海域
  - 鹿児島港谷山一区北防波堤、同防波堤先端と南防波堤先端を結ぶ線、南防波堤、同防波 堤基部と谷山防波堤先端を結ぶ線、谷山防波堤及び陸岸により囲まれた海域
  - 鹿児島港谷山一区谷山防波堤、同防波堤先端と谷山一区南防波堤基部を結ぶ線、 区南防波堤基部を基点として77度30分350メートルの地点を結ぶ線、同地点から187度30分 460メートル地点を結ぶ線,同地点から97度30分300メートルの地点を結ぶ線,同地点から187度30分1,435メートル地点を結ぶ線,同地点の谷山二区南防波堤基部を基点として7度30分50メートルの地点を結ぶ線,同地点から187度30分1,300メートルの地点を結ぶ線,同地点から187度30分1,300メートルの地点を結ぶ線,同地点から187度30分1,300メートルの地点を結ぶ線,同 地点から277度30分1,600メートルの地点を結ぶ線,同地点から332度30分480メートルの地 点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
  - 指宿市番所鼻先端と同点を基点として40度の線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸に囲 まれた海域

- 北緯32度7分34秒, 東経130度20分36秒の地点(米之津港内防波堤先端から221度56メートルの地点)を基点として, 同地点から318度90メートルの地点を結ぶ線, 同地点から336度30分20メートルの地点を結ぶ線, 同地点と同地点から355度30分100メートルの地点を結ぶ 線,同地点と同地点から48度50メートルの地点を結ぶ線,同地点と同地点から16度130メー トルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から37度180メートル地点を結ぶ線、同地点と同地点 から82度30分380メートルの地点を結ぶ線,同地点と同地点から108度30分170メートルの地 点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域
- 北緯32度7分14秒, 東経130度19分27秒の地点と, 北緯32度7分50秒, 東経130度19分14秒 の地点を結ぶ線,同地点と北緯32度8分10秒,東経130度20分28秒の地点を結ぶ線,同地点 と北緯32度7分48秒, 東経130度20分37秒の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって, ※8の水域に係る部分を除いたもの。 ※10 阿久根市大字脇本字梶石10,791番4 (黒之瀬戸大橋阿久根市側橋台取付部)と出水郡長島
- 町大字山門野字魚待4092番3 (黒之瀬戸大橋長島町側橋台取付部) を結ぶ線及び出水郡長島 町城川内字長崎原1726番の2(長崎鼻燈台)の地点から西へ向かう線の北部の本県陸岸の地 先海域であって、※8及び※9の水域に係る部分を除いたもの
- 北緯31度28分23秒,東経131度6分44秒の地点(志布志湾東防波堤基部)を基点とし,同 地点から169度50メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から198度30分450メートルの地 点を結ぶ線、同地点と同地点から208度30分430メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点 から94度30分100メートルの地点を結ぶ線,同地点と同地点から203度500メートルの地点を結ぶ線,同地点と同地点から331度580メートルの地点を結ぶ線,同地点と同地点から311度 520メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から37度30分960メートルの地点を結ぶ線及 び陸岸により囲まれた海域
- 北緯31度26分32秒,東経131度3分23秒の地点と北緯31度26分17秒,東経131度3分38秒の 地点を結ぶ線、同地点と北緯31度25分50秒、東経131度3分10秒の地点を結ぶ線、同地点と 北緯31度26分6秒, 東経131度2分53秒の地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域
- 北緯31度22分25秒, 東経131度0分51秒の地点と北緯31度21分8秒, 東経131度1分58秒の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 肝属郡南大隅町佐多岬から宮崎県境に至る本県陸岸の地先海域であって,※11から※13 までの水域に係る部分を除いたもの
- 指宿市開聞崎(指宿市開聞十町字南平脇境6,778番)の地点と肝属郡南大隅町佐多岬を結 **※** 15 同地点から南さつま市野間岬(南さつま市笠沙町片浦字15,939番)に至 ぶ線の南の海域, る地点までの陸岸の地先海域及び同地点から西へ向かう線の南の海域
- 北緯32度1分5秒, 東経130度11分24秒の地点(阿久根本港西防波堤基部)を基点とし, 基点から333度30分30メートルの地点を結ぶ線,同地点と同地点から329度30分60メートル の地点を結ぶ線、同地点と同地点から341度30分160メートルの地点を結ぶ線、同地点と同 地点から20度30分50メートルの地点を結ぶ線,同地点と同地点から28度290メートルの地点を結ぶ線,同地点と同地点から28度290メートルの地点を結ぶ線,同地点と同地点から28度 30分150メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から100度140メートルの地点を結ぶ線及 び陸岸により囲まれた海域
- 北緯31度26分28秒, 東経130度16分58秒の地点と北緯31度26分41秒, 東経130度16分33秒 の地点を結ぶ線,同地点と北緯31度27分36秒,東経130度17分13秒の地点を結ぶ線,同地点と北緯31度27分24秒,東経130度17分37秒の地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域
- 出水郡長島町城川内字長崎原1,726番2(長崎鼻燈台)の地点から西へ向かう線と出水郡 長島町大字山門野魚待4,092番3 (黒之瀬戸大橋長島町側橋台取付部) と阿久根市大字脇本 梶石10,791番4 (黒之瀬戸大橋阿久根市側橋台取付部)を結ぶ線及び南さつま市笠沙町片浦 字白瀬平15,939番(南さつま市野間岬)の地点から西へ向かう線で囲まれた陸岸の地先海 域であって、※16、※17、※19及び※20の水域に係る部分を除いたもの ※19 薩摩川内市唐山三角点(北緯31度51分43秒、東経130度12分5秒)から163度1,825メート
- ルの地点(川内川導流堤基部)を基点として、同基点から297度930メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から289度30分1,410メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から27度320メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から27度320メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から37度220メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から21度30分1,155メートルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から74度880 メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※20 いちき串木野市愛宕三角点 (北緯31度43分52秒, 東経130度15分22秒)から175度30分 2,625メートルの地点 (串木野漁港A防波堤基部) を基点とし、同地点から294度465メート ルの地点を結ぶ線、同地点と同地点から332度1,275メートルの地点を結ぶ線、 同地点と同 地点から335度30分1,695メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- ※21 西之表港西防波堤基点(北緯30度43分31秒,東経130度59分22秒)を中心とする半径 1,000メートルの円弧 (箱崎から右まわりに洲之崎に至る部分に限る。)及び陸岸により囲 まれた海域
- 北緯28度23分7秒, 東経129度29分48秒 (名瀬港第1防波堤燈台)を基点として,120度の 線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 奄美市赤崎先端の地点を基点として、90度の線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、※22の水域に係る部分を除いたもの
- **※** 24
- 奄美大島本島の地先海域であって、※22及び※23に係る部分を除いたもの 全窒素・全燐に係る環境基準の類型指定に関する該当水域は、肝属郡南大隅町立目崎と 指宿市長崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域全域である。
- 全窒素・全燐に係る環境基準の類型指定に関する該当水域は, 熊本県宇城市と上天草市 を結ぶ天門橋, 同市大矢野橋, 中の橋, 前島橋, 松島橋, 天草市瀬戸大橋, 天草下島と同市下須島を結ぶ通天橋, 同市下須島南東端と鹿児島県出水郡長島町小浜埼を結ぶ線, 同町と阿久根市を結ぶ黒之瀬戸大橋及び陸岸により囲まれた海域のうち, 本県の区域に属する 海域である。

公共用水域の人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値(27項目)

(参考)

(令和2年5月28日付け環境省水・大気環境局長通知)

項 目 名	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下
pージクロロベンゼン	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下
オキシン銅	0.04 mg/L以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン	_
トルエン	0.6 mg/L以下
キシレン	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
ニッケル	_
モリブデン	0.07 mg/L以下
アンチモン	0.02 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
全マンガン	0.2 mg/L以下
ウラン	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び	0.00005mg/L以下
ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	(暫定) ※

<sup>※</sup>PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

水生生物の保全に係る要監視項目

				11.	61 11.		
				指	針 値		
水域	類型	クロロホルム	フェノール	ホルム アルデヒド	4-t-オクチル フェノール	アニリン	2, 4-ジクロロ フェノール
	生物A	0.7mg/L以下	0.05mg/L以下	1mg/L以下	0.001mg/L以下	0.02mg/L以下	0.03mg/L以下
淡水域	生物特A	0.006mg/L以下	0.01mg/L以下	1mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.02mg/L以下	0.003mg/L以下
(河川 及び 光光の)	生物B	3mg/L以下	0.08mg/L以下	1mg/L以下	0.004mg/L以下	0.02mg/L以下	0.03mg/L以下
湖沼)	生物特B	3mg/L以下	0.01mg/L以下	1mg/L以下	0.003mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
海县	生物A	0.8mg/L以下	2mg/L以下	0.3mg/L以下	0.0009mg/L以下	0.1mg/L以下	0.02mg/L以下
海域	生物特A	0.8mg/L以下	0.2mg/L以下	0.03mg/L以下	0.0004mg/L以下	0.1mg/L以下	0.01mg/L以下

注1 生物A・・・[河川及び湖沼] イワナ,サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域

[海 域] 水生生物の生息する水域

生物特A・・[河川及び湖沼] 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は 幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

[海 域] 生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

注2 生物B・・・[河川及び湖沼] コイ,フナ等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 生物特B・・[河川及び湖沼] 生物A又は生物Bの水域のうち,生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁 殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

# Ⅱ 令和5年度地下水の水質測定計画

#### 1 目 的

この水質測定計画は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第16条の規定に基づき、国及び地方公共団体が行う公共用水域の水質汚濁の状況の監視測定を総合的に行うために作成するものである。

#### 2 測定機関

鹿児島県 (環境保全課,環境保健センター)

国土交通省九州地方整備局(川内川河川事務所,大隅河川国道事務所)

鹿児島市

薩摩川内市

### 3 測定計画の内容

#### (1) 調査対象市町村名

鹿児島市, 枕崎市, 阿久根市, 出水市, 指宿市, 薩摩川内市, 日置市, 曽於市, 霧島市, いちき串木野市, 南さつま市, 奄美市, 南九州市, 伊佐市, 姶良市, さつま町, 長島町, 湧水町, 東串良町, 肝付町, 和泊町

#### (2) 調査の種類

ア 概況調査(定点方式)

利水的に重要な地域等において濃度の推移等を把握することを目的に実施する。

#### イ 概況調査 (ローリング方式)

未把握の地下水汚染を発見することを目的に実施する。

#### ウ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等で、新たに汚染が発見された場合に、その汚染範囲を確認するため とともに原因の究明に資するために実施する。

#### 工 継続監視調査

概況調査等により水質汚染が確認された地下水の動向を経年的に把握するために実施する。

#### (3) 測定項目(27項目)

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、1,4-ジオキサン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、PCB、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

#### (4) 測定回数

各測定地点において年1回以上

#### (5) 測定地点及び延項目数

			測定地。	点 数		
測定機関	概況	調査	汚染井戸周辺	継続監視	Δ ∌l.	Zボ 。いて日日米ケ
	定点	ローリンク゛	地区調査	調査	合 計	延べ項目数
鹿児島県	16	18	5	3 2	7 1	639
此江南宋	(11)	(18)	(5)	(29)	(63)	(621)
国土交通省 13 一		13		_	13	7 0
国工义进自	(13)	(—)	(—)	(—)	(13)	(70)
鹿児島市	9	30	0	3 5	7 4	1, 142
作的工程。 11	(9)	(30)	(0)	(29)	(68)	(1, 119)
薩摩川内市	1	_	_	2	3	3
独手/	(1)	(-)	(—)	(2)	(3)	(18)
合 計	3 9	48	5	6 9	161	1, 854
	(34)	(48)	(5)	(60)	(147)	(1, 819)

### ()内は令和4年度計画

#### (6) 測定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### (7) 測定方法

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)による。

#### (8) 緊急時対応

事故・災害等の発生により、新たな地下水の汚染やその拡散が懸念される場合は、 関係機関と協議し、その影響範囲の把握及び原因究明等のための調査を実施するもの とする。

国土交通省(川内) 薩摩川内市 鹿児島市 鹿児島県 鹿児島市 鹿児島市 鹿児島県 鹿児島県 鹿児島県 鹿児島県 鹿児島県 鹿児島県 鹿児島県 鹿児島県 鹿児島市 鹿児島県 調查機 - · 4-ジャキサン ほう素 そっ素 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 7.74 ベイベン チオベンカルブ 7 1 27 Ш チウラム - .w- % V D D P D % Y 严 テトラクロロエチフン トリクロロエチフン - . - . 0 - L D D D D H A Y  $\overline{\phantom{a}}$ - '- '-- 「リクロロHをソ - ・0-ジクロロイチフン 挥 - ·--ジシロロHヂフソ - ・20―ジクロロエタン 避 クロロエチフン 四塩化炭素 凞 ジクロロメタン ВСР 総水銀 **崇** 大 佰 クロム **市町村別** 金シアン カドミウム 6 6 42 2 76 40 12 140 26 52 52 26 22 延べ調查項目数 2 3 2 8 19 27 14 26 26 വ 26 26 22 色 靐 严 Ш 数 迎 採 六 П 数 10 2 2 14 30 調査 型 년 羧 定点方式 定点方式 定点方式 定点方式 定点方式 年度測定計画 調宜区分 概況調査 継続監視 継続監視 概況調査 概況調査 概況調査 葅 継続監視 継続監視 継続監 概況調到 摩川内市 Ŋ 市町村名 阿久根市 鹿児島市 田水市 뮸 指宿 枕崎.

56

国土交通省(川内) 薩摩川内市 薩摩川内市 鹿児島県 調査機 - ・4ージャキサン ほう素 そっ素 1 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 7.74 ベイベン チオベンカルブ 7 1 27 Ш チウラム - .w- % V D D P D % Y 严 テトラクロロエチフン トリクロロエチフン - . - . 0 - L D D D D H A Y  $\overline{\phantom{a}}$  $\vdash$ - '- '-- 「リクロロHをソ - ・0-ジクロロイチフン 挥 - ·--ジシロロHヂフソ - ・20―ジクロロエタン 避 クロロエチフン 四塩化炭素 凞 ジクロロメタン ВСР 総水銀 **崇** 大 佰 クロム **市町村別** П 金シアン カドミウム 2 8 8 2 52 26 52 26 26 延べ調查項目数 4 4 26 26 26 26 26 26 查 靐 严 Ш 数 2 迎 採 长 П 教 2 3 9 2 調査 型 년 羧 定点方式 定点方式 定点方式 定点方式 定点方式 定点方式 年度測定計画 調宜区分 概況調査 概況調査 継続監視 継続監視 概況調査 概況調査 概況調査 継続監視 概況調査 概況調査 継続監視 七 いちき串木野 なつま市 薩摩川内市 市町村名 ľ **有九州市** |於市 奄美市 霧島市 뮸 鮰 無 冊 Ш

57

		調査機関	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県	国土交通省(川内)	国土交通省(川内)	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県	国土交通省(川内)	国土交通省(大隅)	国土交通省(大隅)	鹿児島県	鹿児島県	鹿児島県	1504
ŀ		<b>□・4</b> −ジ⊁キ≠ソ	1					1			1								52
		ほう素	1					1			1							I	41
		ふっ紫	Т		П			1			1							I	88
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1			1	1	1		1	T	1	1	1	П	1			139
		カフン	Τ			1		1			1							1	45
		くばんど	1			1		1			I							1	59
		チオベンカルブ	Т			1		1			Т								38
		7 6 9 7	Т			1		1			I								38
	Ш	チウラム	Т			1		1			Т								38
	严	∞-ジクロロプロペン	Т			1		1			1								54
	Η,	テトラクロロエチフン	Т			1		1			Т							T	63
		トリクロロエチフン	Т			1		1	1		Т							Τ	99
	標	o-トリクロロエダン	Т			1		1			1							1	59
			Т			1		1			1							Τ	59
	崋	□ .α—» ∨ □ □ H H ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬ ¬	1			1		1	1		I							1	9
		- · ジシロロHℋフソ	1			1		1	1		Т							T	62
	違	· · ∞ − ÿ ✓ □ □ H Ø У	1			1		1			Т							1	59
		<b>グロロイギフン</b>						1			Т								36
	։	四塩化炭素	Τ			1		1			T							T	59
		ジシロロメダン	Т			1		1			1							1	59
		д О д																	30
		総 水 銀	1			1		1			1							1	52
		美 業	Т	1	Т	1		1			1						Т	1	52
(		<b>长角クロ</b> 々	1			1		1			I							T	20
J L		会	1		T	1		1			I							I	54
、[[[]] [[]] [[]]		金ジアン	1			1		1			I								38
		<b>お</b> 注 三 む ふ	1			1		1			I							I	49
		延べ調査項目数	26	1	3	22	1	26	3	2	26	1	2	4	16	1	П	90	1854
		謂 渣 項 目 数	26	1	3	22	1	26	3	1	26	1	П	1	T	1	I	18	
		延 採 水 回 数	П	1	П	1	1	1	1	1	П	1	П	4	4	1	П	П	
ŀ		謂 查 地 点 数	П	1	П	1	1	1	1	2	ī	1	2	1	4	1	П	2	161
_			ローリング			定点方式		ローリング			ローリング		定点方式	定点方式	定点方式				
机化耐度		調を図り	概況調査 1	継続監視	継続監視	概況調査 /			継続監視		概況調査 1	継続監視	概況調査 (	概況調査	概況調査 (	継続監視		汚染周辺	111111
行和5年度側圧計画		市町村名	伊佐市		始良市	なつま町		<b>5</b> 0			長島町		湧水町	東串良町	肝付町	和消町		鹿児島県	

※汚染井戸周辺地区調査は見込み数 ※鹿児島市の1井戸において概況調査(定点方式)と継続監視調査を重複実施

58

#### 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日環境庁告示第10号

(平成10年4月24日環境庁告示第23号一部改正) (平成11年2月22日環境庁告示第16号一部改正) (平成20年4月1日環境省告示第41号一部改正) (平成21年11月30日環境省告示第79号一部改正) (平成23年10月27日環境省告示第95号一部改正) (平成24年5月23日環境省告示第85号一部改正) (平成26年3月20日環境省告示第40号一部改正) (平成26年11月17日環境省告示第127号一部改正) (平成28年3月29日環境省告示第31号一部改正) (平成28年3月20日環境省告示第54号一部改正) (平成31年3月20日環境省告示第54号一部改正) (令和2年3月30日環境省告示第55号一部改正) (令和3年10月7日環境省告示第63号一部改正)

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、 地下水の水質汚濁に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第1項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間等は、次のとおりとする。

#### 第1 環境基準

環境基準は、すべての地下水につき、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に 掲げるとおりとする。

#### 第2 地下水の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、地下水の水質の測定を行う場合には、次の事項に留意する こととする。

- (1) 測定方法は、別表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 測定の実施は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、地下水の流動状況等を勘案して、当該項目に係る地下水の水質汚濁の状況を的確に把握できると認められる場所において行うものとする。

#### 第3 環境基準の達成期間

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする(ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。)。

#### 第4 環境基準の見直し

環境基準は、次により、適宜改定することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更及び環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

#### 別表

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
砒 素	0.01 mg/L以下
総 水 銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
РСВ	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン	0.002 mg/L以下
(別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

#### 備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2により測定されたシス体の 規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

地下水の人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値(25項目)

(参考)

(令和2年5月28日付け環境省水・大気環境局長通知)

項 目 名	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン (CNP)	<del>-</del>
トルエン	0.6 mg/L以下
キシレン	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
ニッケル	_
モリブデン	0.07 mg/L以下
アンチモン	0.02 mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
全マンガン	0.2 mg/L以下
ウラン	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び	0.00005mg/L以下
ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	(暫定) ※

<sup>※</sup>PFOS及びPFOAの指針値(暫定)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。